

安中市

# 人権教育・啓発に関する基本計画



平成 30 年 3 月  
安中市

## はじめに



人は、それぞれ違った個性や特徴を持っています。様々な価値観や指向を持った人、いろいろな国籍の人があります。自分とは異なる人をみんなと同じではないという理由で排除したり、認めたりしないというのではなく、誰もがお互いの違いや多様なあり方を認め合える社会をつくりたいと思います。

日常生活の中で、相手の人権を無視したり、深刻な問題と認識しないで、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまったりすることがあります。自分の意見や権利のみを主張して他の人の人権に全く配慮していない場合があります。相手の心の「痛み」がわかる感性、想像力を磨いて、思いやりのある社会をつくりたいと思います。

人は、一人で生きているわけではなく、多くの人と支え合い、つながって生きています。一人ひとりが人権に関心を持ち、互いに人格と個性を尊重し合い、年齢、性別、国籍にこだわらず、人と交流できる社会をつくりたいと思います。

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利であって、私たちの生命や自由・平等を保障してくれる大切なものです。このように人々の幸せを保障する人権は、時代や社会の変化とともに広がりを見せていることから、相手の気持ちや立場を理解し、自分以外の人を思いやる行動を誰もが当然のことのように自然に行える社会の実現を目指し、本計画を策定しました。

人に優しく、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、人権教育・啓発に取り組んでまいりますので、市民の皆様には、本計画の目指すところをご理解いただき、ご支援、ご協力ををお願いいたします。

平成30年3月

安中市長 茂木英子

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	2

## 第2章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育の推進	3
2 人権啓発の推進	3

## 第3章 人権課題における現状と課題及び施策の基本方針

1 女性	4
2 子どもたち	5
3 高齢者	7
4 障害のある人たち	8
5 同和問題	10
6 外国籍の人たち	11
7 犯罪被害者とその家族	12
8 L G B Tなどの性的少数者	13
9 インターネットによる人権侵害	14
10 その他の人権問題	15

## 第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する教育・啓発

1 市職員	18
2 教職員	18
3 保健・医療・福祉関係者	18

## 第5章 計画の推進

1 推進体制	19
2 計画の見直し	19

## 資料編

市民アンケート結果の概要	22
用語解説	34
世界人権宣言（仮訳文）	41
日本国憲法（抜粋）	47
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	50

(注) 本計画の本文中に使われている専門的または意味のわかりにくい用語に※印を付け、用語解説を掲載しています。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

昭和23年（1948年）12月、国際連合は、二度にわたる世界大戦の教訓から、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」という条文で始まる「世界人権宣言」を採択しました。

また、世界各地での貧困や難民問題の発生などによる国際社会での人権気運の高まりを受け、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年※」とすることが決議され、平成16年にその後継計画として「人権教育のための世界計画※」が決議されました。

我が国においても「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成7年に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、平成9年（1997年）に国内行動計画※を策定しました。

さらに、平成12年（2000年）に人権教育と人権啓発の理念の普及と人権への国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画※」を策定しました。

「人権」は、人間の尊厳に基づく権利として、すべての人に等しく保障されなければなりません。しかし、私たちのまわりには、今なお様々な人権問題が存在しています。

また、生活環境の変化や国際化、情報化など社会環境の変化にともない、LGBTなどの性的少数者に対しての人権侵害が広く社会に認知されることとなり、侵害の方法もインターネットを介して行われるようになるなど、新たな人権問題が発生しています。

人権問題の解決を困難にしているのは、問題の複雑化や新たな人権問題の発生などの多様化のほか、人権尊重の理念やこれを実践する行動が十分に定着していないことが要因の一つと考えられることから、国や地方公共団体には、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められています。

こうしたことから、市民一人ひとりが、人権についての理解を深め、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に推進するため「安中市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定します。

## 2 計画の目標

すべての人の基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できる社会を市民と行政とが協力して築いていくことが大切です。

そのために、あらゆる機会を活用し、連携を図りながら、人権に関する教育・啓発を積極的に推進することにより、人権尊重の理念が家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着した“人権文化の構築”を本計画の目標とします。

人権文化とは、日常生活のなかでお互いの人権の尊重を感性として育み、自然に態度や行動としてあらわすことが定着した生活のありさまそのものをいいます。

### 人権文化を構築するために大切なこと

- ・ 他人の人権を侵害しないように相手の立場になって考えて、相手のことと思う想像力や感性を育むことが大切です。
- ・ 社会が様々な価値感、指向を持った人やいろいろな国籍の人によって成り立っていること、その違いを理解して認め合うことが大切です。
- ・ すべての人が互いに支え合って生きていること、そして、ともによりよく生きようとする共生の心を持つことが大切です。

## 第2章 人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育の推進

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、同法第3条では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得する」ことを旨としています。

すべての人の人権が尊重された社会実現に向けて、市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解し、互いの人格と個性を認め合い、日常生活において人権への配慮ある行動ができるよう実践力を高めるための教育が重要です。

自らの差別意識に気づき、偏見や差別をしてはいけないことに気づかせる人権教育を推進していくことが重要です。

### 2 人権啓発の推進

人権啓発とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。

人権教育と同様に、市民一人ひとりが、日常生活において互いの人権に配慮した行動がとれるよう、広報など積極的な啓発活動を推進する必要があります。

本市では、関係機関や各団体、地域と連携を図り、広報やホームページによる啓発をはじめ、講演会の開催や啓発資材の配布を通じて、人権尊重の理念を普及高揚し、偏見や差別のない地域社会の構築に努めます。

## 第3章 人権課題における現状と課題及び施策の基本方針

### 1 女性

#### 〔現状と課題〕

男女の差別の解消、女性の地位向上は世界各国共通の課題であり、我が国も昭和60年（1985年）に男女の同一の権利の確保と女性差別の根絶を目的に採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」を批准し、平成11年（1999年）には「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を男女共同参画社会として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本市においても平成20年（2008年）に第1次、平成26年（2014年）に第2次の「安中市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づき男女の人権の尊重、性別による固定的な役割分担意識の解消、審議会などへの女性の参画による政策の立案及び決定機会の確保、家庭生活における活動と地域活動及び仕事との両立を目指したワークライフバランスの推進のための施策を実施しています。

市民の男女共同参画社会に対する意識は徐々に浸透してきているものの、地域社会、家庭生活、職場などにおいて男女平等が実現したとは言い難く、市民アンケートからも、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を否定している数はわずかに半数を超えただけで、十分な意識改革ができているとは言えません。

雇用の分野においては、昭和47年（1972年）に「勤労婦人福祉法」として制定された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律※」が、その後改正を重ね、性別を理由とする差別の禁止、婚姻、妊娠・出産などを理由とする不利益扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント※、パワーハラスメント※及びマタニティ・ハラスメント※防止対策などは、努力義務規定から措置義務規定あるいは禁止規定とする制度上の改善がされてきました。また、急速な少子高齢化による労働力不足が懸念され、女性の職業生活における活躍、潜在的能力の活用が緊急の課題となっていました。平成27年（2015年）には、女性が希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。女性の就業環境は、法整備の進展とともに制度上においては大きく改善されてきていますが、仕事と育児の両立の難しさや妊娠・出産などにより離職する女性も多く、継続的な職業キャリア形成が困難な状況もあります。

近年、女性に対するストーカー行為やDV（ドメスティック・バイオレンス）※も深刻な問題となっています。平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律※」、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※」が制定され、被害の防止、被害者支援対策が強化されました。

しかし、ストーカー行為やDVは、被害者本人も個人の問題として捉えてしまい、誰にも相談しないことが多いため、被害が潜在化、深刻化する傾向にあります。被害を潜在化させないための啓発活動や被害者が安心して相談できる環境づくりと支援体制が必要となります。

#### 〔施策の基本方針〕

本市では、平成31年3月までに安中市男女共同参画推進委員会での協議の下、第3次安中市男女共同参画計画を策定し、市民一人ひとりが女性の人権を正しく理解し、女性が自らの意思で社会に参画、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

企業、自営業者、農業者など幅広い分野の事業者に対するワークライフバランスの普及啓発を行うほか、母性の健康管理、保育サービスなど様々な分野での環境整備を進めるとともに、庁内においても審議会委員や管理職への女性登用を促進し、男女がバランスよく施策の決定に参画できる体制づくりを推進します。

学校教育においては、男女平等教育を推進し、児童生徒の男女共同参画意識の形成を図ります。

ストーカー行為やDVに関わる対策については、これらの行為が重大な人権侵害であることを広報や教育機関・団体などでの講座を通して社会全体で共有できるように働きかけます。本市では平成28年（2016年）に安中市配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者やパートナーからのDVによる被害者のための相談や支援を行っています。今後も安中市配偶者暴力相談支援センターを中心に県の機関、警察、民間団体などの連携を強化するなど、一層の被害者支援体制の充実を図ります。

## 2 子どもたち

#### 〔現状と課題〕

子どもたちの人権に関する国際的な動きとしては、「児童の権利に関する条約※」が挙げられます。この条約は、平成元年（1989年）に第44回国連総会において採択され、ほぼすべての国及び地域が締約し、我が国も平成2年（1990年）に条約に署名し、平成6年（1994年）批准を行いました。

国内においては、昭和26年（1951年）、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかることを目的とした「児童憲章」の制定以降、子どもたちの基本的人権を保障するための様々な施策が進められてきました。

しかし、少子化の進行により、子ども同士が交流する機会が減少し、核家族化※の中で、高齢者など異なった年齢層の人たちと接することが少なくなっていることから子どもたちの社会性が育まれにくくなっています。

また、地域における人間関係の希薄化により家庭や地域での子育て機能の低下が指摘されています。市民アンケートによれば、近所の子どもが虐待されていることを知ったとき、「民生委員・児童委員※、児童相談所などに通報する」が7割と高くなっていますが、「何か行動したいが、どうしたらよいかわからない」、「自分には関係のないことなので特に何もしない」と回答した人が2割います。

さらに、社会の様々なメディアによって有害情報が氾濫していることにより、規範意識の乱れや問題行動の多様化、低年齢層への影響も懸念されています。

学校でのいじめや不登校、体罰などの問題が深刻化するとともに、インターネットを介した性的描写や薬物の乱用など、判断力の未熟な子どもたちを狙った犯罪が増加しています。

また、子どもの福祉を守る法律として「児童福祉法」があり、子ども虐待に関する規定も定められていましたが、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律※」が施行され、虐待の早期発見や必要な対応が図られるよう規定されました。しかし家庭内における子どもたちに対する虐待は増加傾向にあり、親が虐待しているという認識を持っていない場合も見受けられます。

#### 〔施策の基本方針〕

本市では「次世代育成支援対策推進法※」に基づく「安中市次世代育成支援行動計画」を策定し、いじめや児童虐待などの予防や早期発見・早期対応のほか、地域や関係機関との連携強化など、一人ひとりの人権を尊重し、社会全体で子どもたちが健やかに成長するための取組を推進します。

子どもたちに対して人との関わりの中で他人をいたわり、思いやる心を育てていきます。地域住民が地域の子どもたちと関わりを持ち、地域社会全体で子育てを支援するための広報啓発活動を推進します。

家庭は、子どもたちが一番安心して過ごせる場所でなくてはなりません。子育て家庭の孤立化や過度な負担感が児童虐待の要因となることから、地域を含めた支援体制が必要です。虐待などを発見した場合には、迅速かつ適切に対応できるよう関係機関や地域との連携を図ります。

学校や保育園などにおいては、教職員の研修を充実させ、一人ひとりの権利や個性を尊重する学校や保育園づくりに努め、いじめや不登校については、相談体制のより一層の充実を図り、学校だけでなく家庭や関係機関が一体となった取組を行います。

また、子どもたちに対しては、人権について正しく理解し、自他の違いを個性と認められるよう、発達段階に応じた人権教育を行います。

子どもたちの人権を守るためにには、すべての市民が、子どもたちは社会的に保護され、守られなければならない存在であることを認識し、自らの役割や責任を果たしていく社会を築いていくことが大切です。

### 3 高齢者

#### 〔現状と課題〕

我が国においては、平均寿命の急激な伸び、少子化などにより世界に類のない急速な高齢化が進行しており、高齢化社会※に対応した新たな社会経済構造の構築が喫緊な課題となっています。

高齢者の総人口に占める割合は、昭和25年（1950年）以降一貫して上昇を続け、平成29年（2017年）9月現在、65歳以上の高齢者人口は、27.7%となり、90歳以上の高齢者が初めて200万人を超えた。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）に生まれた世代が65歳以上となる平成52年（2040年）には、35.3%になると見込まれています。

本市においても、高齢者人口及び高齢化率は、ともに伸び続けており、国勢調査では平成27年（2015年）には高齢化率が32.5%となり、平成22年（2010年）の27.6%と比較すると4.9%の増加となり、超高齢化の傾向は一層強くなっています。国は、急速に進行する高齢化に適切に対処し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的として、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法※」を定め、平成12年（2000年）には介護を社会全体で支える仕組みを構築するため「介護保険法※」が施行されました。

こうした中、高齢者の人権問題として高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、地域社会からの孤立や介護トラブルが問題となってきたため、平成18年（2006年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

律」が施行され、高齢者保護や養護者の虐待防止が明記され、高齢者に関する法的な整備が進められてきました。

今後も超高齢社会はさらに進展し、人間関係が希薄化する中で、“孤立する高齢者”や“老老介護世帯”、“認知症の高齢者”や“要援護を必要とする高齢者”は確実に増加していくと考えられ、地域における見守り体制や認知症ケアの充実が求められています。

本市の市民アンケートでも、高齢者的人権で特に問題と思うものという質問に対しては、「病院や療養施設などの劣悪な環境や処遇、虐待が行われること」と「家庭や地域社会から孤立してしまう」の2つの回答を合わせると、約半数となっています。

#### [施策の基本方針]

「安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や健康づくり・介護予防などの推進に取り組む必要があります。

「高齢者は弱者である。」という固定的なイメージを改め、高齢者が、その豊かな経験や能力を積極的に活用できる就労などの場を拡充するとともに、生涯学習※活動への参加促進や老人クラブなどの活動支援、シルバー人材の育成や活用など高齢者の社会参画を推進します。

支援を必要とする一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、年々増加しており、介護を行う家族などへの負担も大きくなっています。地域包括ケアシステム※の構築に向けて、地域包括支援センター※の活用や地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員など関係団体、関係機関との連携を深め、介護や日常生活、各種サービスの相談、高齢者への虐待防止や早期発見など、相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、財産侵害や消費者被害など判断能力に不安を持つ高齢者が、自立した生活が送れるよう成年後見制度※の普及啓発に努めます。

高齢者が地域の中で積極的な役割を果たし、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持って暮らせる環境を整備するため、地域住民、関係機関、行政が連携することが大切です。高齢者一人ひとりの人権が尊重され、生きがいを持って生活できる地域社会を目指します。

## 4 障害のある人たち

#### [現状と課題]

障害をもった人の中には、生まれながらにして障害がある人だけでなく、交通事故や高齢化により障害者となる人も多く、すべての人が障害者となる可能性があります。市民一

人ひとりが、自らの問題として捉え、障害のある人たちの立場を理解し、障害のある人たちに対する偏見や差別を解消していくことが大切です。

昭和45年（1970年）に制定された「心身障害者対策基本法」は、平成5年（1993年）に「障害者基本法※」と改められ、その中で、精神障害者が障害者と位置づけられました。平成16年（2004年）の改正においては、その基本理念として「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」ことが加えられ、障害を理由とする差別の禁止が明記されるとともに、国や地方公共団体の責務などが規定されています。

「障害者基本法」の制定以降、職場における差別の禁止や改善を義務づけた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※」や「障害者の雇用の促進等に関する法律※」など、障害者保護や支援に関する法的整備が進められてきましたが、障害のある人たちに対する偏見や差別は依然として存在しています。

障害者福祉制度は、平成15年（2003年）から障害者自らが契約により福祉サービスを利用する「支援費制度※」の導入に続き、平成17年（2005年）に「障害者自立支援法※」が公布され、障害福祉サービスの一元化やサービスの支給決定プロセスの明確化・透明性が図されました。また、平成25年（2013年）には「障害者総合支援法」が策定され、障害者の範囲に難病などが追加されたほか、障害者支援の充実などの改正が行なわれました。

障害のある人たちが必要なサービスを受けつつ、自立や社会参加を実現し、地域の中で共に生活する共生社会の構築が必要です。

市民アンケートにおいても、障害のある人と障害のない人が一緒に働くことについて約6割が「大変良いことだと思う」と回答し、障害のある人たちの人権を守るために必要な施策としては「雇用の確保など就労の支援」の次に「自立、独立して生活ができるよう環境整備を行う」が回答の多い順となっています。

#### 〔施策の基本方針〕

「安中市障害者計画」、「安中市障害福祉計画」及び「安中市障害児福祉計画」に基づく各種の福祉施策を推進します。

ノーマライゼーション※理念の実現のため、様々な機会を通じて障害のある人たちに対する理解や認識を深めるための啓発活動に取り組み、障害のある人たちが、地域社会の中で安心して生活できるよう、ボランティアなどの各種活動について、市民の積極的な参加の促進を図ります。

障害のある人一人ひとりのニーズにあった総合的な支援ができるよう相談体制を充実させ、知的障害や精神障害など判断能力が十分でない人が、財産管理や契約の場において不

利益を被ることがないよう成年後見制度の利用促進を図ります。

障害のある人たちの自立を促し、就労を通じて社会参加できるよう、労働意欲や能力がありながらも就労できない障害のある人に対して相談支援体制を充実させるとともに、事業主に対しては、障害のある人たちについての正しい理解を求め、雇用機会の拡大を図ります。

学校教育においては、児童生徒や教職員などに対する啓発活動や交流教育の充実を図り、障害のある人たちへの理解を深めるための教育を行います。

また、障害のある人たちが安全で快適に外出できるよう、歩道の段差解消や公共施設におけるスロープの設置など、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進していきます。

障害を有するということで基本的な人権が侵害されがないよう、お互いの人格や個性を尊重し、地域社会において、すべての人が共に生活できる共生社会の実現に向けての施策を推進します。

## 5 同和問題

### 〔現状と課題〕

同和問題とは、封建時代の身分差別によってもたらされた我が国固有の重大な人権問題です。国は、この問題の解決を図るため、昭和40年（1965年）に出された同和対策審議会答申※を受け、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法※」を制定し、以来、「地域改善対策特別措置法※」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律※」など、平成14年（2002年）までの33年間、特別措置法に基づく特別対策によって、同和地区の生活環境の改善をはじめとする基盤整備は着実に成果をあげてきました。その結果、物的・経済的格差は改善され、同和地区に対する差別意識も徐々に解消されてきました。

しかし、市民アンケートにもみられるように結婚や隣近所の付き合いなどに際して、差別は依然として存在し、同和地区の人々に対する差別意識は十分に解消されたとは言えません。

また、匿名によるインターネット上の差別的な書き込みなど、情報化の進展にともなって差別に関する状況にも変化がみられるようになりました。同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネット上に掲示されるということも起きています。

このような状況を踏まえ、平成28年（2016年）には、相談体制の充実などを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律※」が制定され、差別解消に向けての新たな

取組が始まりました。

#### [施策の基本方針]

同和問題を解決するためには、同和問題に関する誤った認識の解消が重要であり、あらゆる機会を通じて同和問題を正しく理解するための学習の場が必要です。そのために隣保館や公民館で開催する学習会や講演会において住民相互の交流を図り、同和問題に関する誤解や偏見による差別の解消に向けた活動を推進します。

また、相談窓口を充実させるため、インターネットを含めた差別事例の情報を収集するとともに、研修などを通じて職員の資質向上に努め、相談しやすい環境を整備します。

学校教育においては、正しい知識を養うため、児童生徒の理解度に配慮しながら、人権を尊重する立場に立った教育を行います。

同和問題などを口実に不当な利益を得る「えせ同和行為※」は、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。このような「えせ同和行為」を排除するため、法務局など関係機関との連携を強化し、その根絶に向け積極的に取り組みます。

市民一人ひとりが同和問題を自分自身の問題と捉え、正しい理解と認識を深めることが大切です。

## 6 外国籍の人たち

#### [現状と課題]

経済のグローバル化などにより、人や物も国を超えての移動が活発化してきています。これにともない日本に滞在する外国籍の人たちも年々増加し、日本人との結婚や就労を機に国内に定住する外国籍の人たちも多くなってきています。

一方では、日本語の能力が十分でないことや互いの文化、生活習慣などへの理解不足による地域社会での軋轢や摩擦に加え、入居拒否などの住居問題、労働の面でも賃金や就労形態で差別されるなどの問題が発生しています。また、近年、日本以外の国や地域からの出身者、あるいはその子孫であることを理由に、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ※）が街頭で頻繁に行われ大きな問題となり、平成28年（2016年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※」が制定され、不当な差別的言動の解消に向けた取組を行っています。

本市の外国籍の人の住民登録者数は、平成29年12月31日現在で、28万497人、総人口に占める割合は約0.84%と少数ですが、外国籍の人の住民登録者数、人口比率はともに年々増加しています。

地域に在住する外国籍の人たちに対する偏見や差別を解消し、人権を守るためにには、市民アンケートでも多くの人が、「外国人と日本人の相互理解と交流を深める」という、互いの文化や生活習慣を尊重する姿勢と交流の大切さを感じています。本市では、外国の歴史と文化を学び、外国籍の人たちとの積極的な交流を深めるため、海外姉妹都市提携をはじめとする国際交流活動を進めています。また、外国籍の人の生活上での心配事や悩み事の相談、行政関係の制度説明や手続きの補助のための外国人相談窓口を設置し、支援を行っています。しかし、仕事の都合で相談時間内に来られない人や交通手段の確保が難しく相談に来られない人がいるのが現状です。

国際交流関係団体などでは、日本語教室や浴衣着付け教室、茶道教室などの日本文化を体験、各種情報提供、相談など市内在住の外国籍の人への支援活動、また外国籍の人による外国語教室、料理教室など外国籍の人たちと市民との親睦交流を行うなど、積極的な活動が行われています。

今後も来日する外国籍の人は増加していくと考えられますが、言語、文化、宗教、生活習慣などが異なる外国籍の人たちと地域住民とが、その多様性を認め、尊敬し合いながら共に暮らしていく多文化共生社会の実現に向けた施策を進めていくことが重要です。

#### [施策の基本方針]

地域に在住する外国籍の人たちと市民とが、相互理解を深めるために直接ふれ合い、互いの意見を聞き、相談できる交流の場を設ける施策を支援・実施します。

また、外国籍の人たちが地域で安心して暮らしていくよう、福祉、医療、教育や行政手続きなど、生活に役立つ情報に関する多言語のパンフレットを作成し、市民との間に情報格差が生じないよう努めます。

学校教育においては、外国の生活習慣や文化、歴史について理解を深める学習をさらに進めていきます。

同じ地域社会に住む日本人も外国籍の人も、同じ地域住民として幸せに生きるための権利を等しく有しています。言語や文化が異なっていても偏見を持つことなく、互いの言葉や文化、生活習慣を理解し合うことによって、よい影響を与え合い、協力して、安心して暮らすことのできる地域社会を共に築いていくよう努めます。

## 7 犯罪被害者とその家族

#### [現状と課題]

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により身体や生命、財産に対して、直接的な被害を

被るだけでなく、心身の不調により日常生活に支障をきたし、再被害への不安などから精神的にも大きな負担を強いられています。また、治療費や裁判費用、家族が犯罪被害者となつたことにともなう経済的困窮、いわれのない中傷や無責任な噂話、マスコミの過剰な取材によるプライバシーの侵害など、二次的な被害に苦しむことも少なくありません。

市民アンケートでも、マスコミの過度な取材や周囲の噂話について問題と思うと回答した人が約7割を占めています。

平成12年（2000年）に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律※」が施行されました。平成17年（2005年）には、犯罪被害者を総合的に支援するための「犯罪被害者等基本法※」が施行され、犯罪被害者保護に関する法的整備が進められてきましたが、犯罪被害者やその家族の人権が十分守られていないのが現状です。

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）にあるように、犯罪被害者などは私たちの隣人であり、社会に生きる私たちの誰もが犯罪などに遭い、犯罪被害者などになり得る立場にあります。

周囲の人たちが、犯罪被害者やその家族の置かれている状況を理解して、再び平穏な暮らしを取り戻せるように配慮し、地域で安心して生活できるよう支援していくことが求められています。

#### 〔施策の基本方針〕

犯罪被害者とその家族の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、行政と地域が一体となった取組や支援が必要であり、平穏な生活が営めるように、支える体制づくりと社会的な人権問題としての認識を深めるための啓発活動を行います。

また、法務局や警察など関係機関との連携を強化し、犯罪被害者増加の抑止や再被害の防止に向けた施策を行うとともに、犯罪被害者などの相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

## 8 L G B Tなどの性的少数者

#### 〔現状と課題〕

L G B Tとは、女性として女性が好きな人（L e s b i a n レズビアン）、男性として男性が好きな人（G a y ゲイ）、男性・女性どちらも恋愛対象になる人（B i s e x u a l バイセクシュアル）、体の性と心の性が一致しない人（T r a n s g e n d e r トランスジェンダー）など性的少数者の総称として用いられています。

最近では、国際的な人権議論から性的指向と性自認を表す「SOGI」が使われるようになりました。「SOGI」は、「LGBT」のように性的少数者を分けるものではなく、誰でも性的指向・性自認はあるという考えに基づくものです。

近年、多様な性のあり方について、支援団体や自身が社会に発信するようになったことが、性的少数者への理解を推し進める要因のひとつとなっていますが、多くの人は自らの性的指向を相談することができず、性的少数者に対する社会の理解は未だ十分とは言えません。このことは、市民アンケートにおいて性的少数者に対する社会的了解度が低いことを問題としている人が多い反面、約7割の人は講演会、学習会への参加を希望していないことにも表れているのではないかと考えられます。

性同一性障害は、「からだの性」と「こころの性」の不一致に継続的な違和感を持ち、社会生活に支障がある状態を言いますが、平成16年（2004年）に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、戸籍上の性別記載を変更できることとなりました。

自らが性的少数者であることを公言するか否かにかかわらず、教育の場や職場、その他社会生活の中で性的少数者の存在が前提となる環境の整備が必要とされています。

本市では、印鑑証明書の性別欄を廃止し、選挙の投票入場券の性別欄を数字で表記する取組を行っています。

#### 〔施策の基本方針〕

性的少数者であることを理由とした偏見や差別を解消するため、性の多様性への理解を深めるための広報啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、教職員が適切に対応できるように啓発・研修を実施するとともに、児童生徒が相談しやすい学校づくりを推進します。

すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指します。

## 9 インターネットによる人権侵害

#### 〔現状と課題〕

インターネットの普及により、電子メールやホームページの利用による情報の送受信が簡単にできるようになり、多くの人が豊かな社会生活を享受できるようになりました。

その反面、インターネットでは匿名による情報発信が可能であり、また、不特定多数に向けた情報発信ができるため、特定の個人を誹謗・中傷、差別を助長する表現、犯罪被害

者などの実名や顔写真の掲載など人権を侵害する行為が多数発生しています。

電子掲示板などに匿名による書き込みが簡単にできることや一度書き込まれた内容は、すぐに不特定多数の人たちに広まり、被害が急速に拡大することから、インターネットによる人権侵害は社会的に大きな問題となっています。

平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律※」が施行され、侵害情報の送信防止措置の申出や発信者情報の開示請求ができるようになりました。しかし、増加し続けるインターネット利用者が快適かつ安全に利用するためには、プライバシーや名誉、情報モラル※について正しく理解することが大切です。

また、インターネット上のいじめ、「出会い系サイト」による児童買春や性的な描写を含むサイト、過激な暴力シーンなどによる子どもたちへの人権侵害や影響に対しても、未然防止に向けた対策や、さらに理解を深めるための学習や啓発が必要です。

市民アンケートでも多くの人が、インターネットによる人権侵害に関心を持っています。

#### 〔施策の基本方針〕

現在、個人情報は社会のあらゆる分野で取り扱われており、インターネットに限らず、その取り扱いについては、市民の正しい理解が必要となります。

市民一人ひとりが、人権の視点に立ち、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、モラルを持ってインターネットを利用するよう啓発の推進に取り組みます。

また、インターネットにより人権を侵害する事例が発生した場合には、相談者に必要な助言や情報提供を行うとともに、法務局や人権擁護委員※、警察などの関係機関と協力して対応していきます。

子どもたちは、インターネットの情報から受ける影響はとても強く、それらのすべてを正しいと判断しがちです。そのため、学校や家庭においても、子どもたちに対する指導として、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題や、情報化の進展がもたらす影響について理解を深める学習を行うとともに、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育の充実を図ります。

## 10 その他の人権問題

現在の日本には、これまで述べてきた人権問題のほかにも、HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見や差別、アイヌの人たちへの偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問

題など、多種多様な人権問題があります。

本市では、これらの人権問題について、それぞれの問題解決に向けて、国や県など関係機関と連携を図り、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる偏見や差別のない社会を実現するため、人権教育・人権啓発の積極的な推進に努めます。

#### [HIV感染者]

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告され、その後急速に世界中へ広がりました。疾病に対する誤った認識から、医療現場における診療拒否、就労や入居拒否など社会生活の様々な場面で、患者や感染者に対する偏見や差別が見受けられます。正しい知識や理解を深めるための啓発活動に努めます。

#### [ハンセン病患者]

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる病気で、誤った認識により、発症した人々は、施設入所を強制されるなど、非人道的な扱いを受けてきました。ハンセン病患者の人たちは、自身の高齢化などにより、現在も療養所に残らざるを得ない状況です。ハンセン病に対する誤解は、今なお根強く、正しい知識と理解が必要です。

#### [アイヌの人々]

アイヌの人々は、固有の言語、独自の文化や歴史を持っていますが、その理解や認識が不十分なことから差別や偏見が存在しています。アイヌの人たちの文化や伝統、歴史などに関する理解を深め、アイヌの人たちの人権を尊重するための正しい知識の普及啓発に努めます。

#### [北朝鮮による拉致問題]

平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に対する国民の認識を深めるとともに、国及び地方公共団体の責務などが定められました。

政府によって拉致被害者として認定された17名以外にも、北朝鮮により拉致された可能性を排除できない人たちは多数存在し、その中に本市の横田道人さんも含まれています。

今後も国の動向などを踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援を行います。

#### [災害被害者]

平成23年（2011年）に発生した原発事故による避難者に対して、避難者のつらい思いへの理解不足や誤った情報などによる中傷や非難、特に子どもたちに対するいじめが大きな問題となっています。

地震や台風、その他の災害から避難した人たちの人権が尊重され、安心して過ごせるよう、地域住民やボランティア団体、企業などと連携を図り、災害被害者支援体制の強化を図ります。



## 第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する教育・啓発

人権教育・啓発を推進するにあたっては、市民サービスの直接の担い手である市職員や教育、医療に関わる人など、人権に関わりの深い職業に従事する人たちに対して、人権尊重の重要性についての正しい認識を持つための取組が必要です。

### 1 市職員

人権が尊重される社会の実現に向けて、行政を担う市職員は、様々な人権問題の本質について理解するとともに、確かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って、それぞれの職務遂行に努めなければなりません。

特に、病院職員、介護・保健福祉関係職員は、その職務自体が人権に深い関わりがあり、十分な人権擁護の姿勢を持って市民と関わることが必要です。

職場での研修などを通じて、より高い人権意識の醸成に努めます。

### 2 教職員

教職員は、教育活動を通じて、子どもたちの成長に大きな影響を与えます。

子どもたちの人権意識や人権感覚の育成を図るためにには、教職員自らが、様々な人権問題に関する深い理解と認識を養うとともに、子どもたちの人権問題にも適切に対応することが必要になります。

教職員に対して、人権意識の高揚を図るための研修を充実させ、真に人権が尊重された学校を目指します。

### 3 保健・医療・福祉関係者

保健・医療・福祉関係者は、市民の生命や健康、生活に直接関わるという大変重要な役割を担っています。

対象者の人権やプライバシーに対する深い理解と認識のもと、人権に配慮した行動が求められるため、人権意識の高揚が図られるよう人権教育・啓発に関する研修などを促し、支援します。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権教育、啓発施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、市長部局及び市教育委員会をはじめ、関係所管課間の綿密な連携の下、全庁的な体制で推進します。

また、関係部課などにおいては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各施策を実施します。

### 2 計画の見直し

本計画は、平成30年（2018年）度を初年度としますが、計画の期間は特に設けません。

このため、人権に関する国内外の動向や本市における人権をめぐる状況などに留意しながら、その変化などに適切に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

また、見直しにあたっては、関係部署だけでなく、広く市民や人権に関わる有識者などの意見も反映されるよう、十分に配慮します。





# 資 料 編

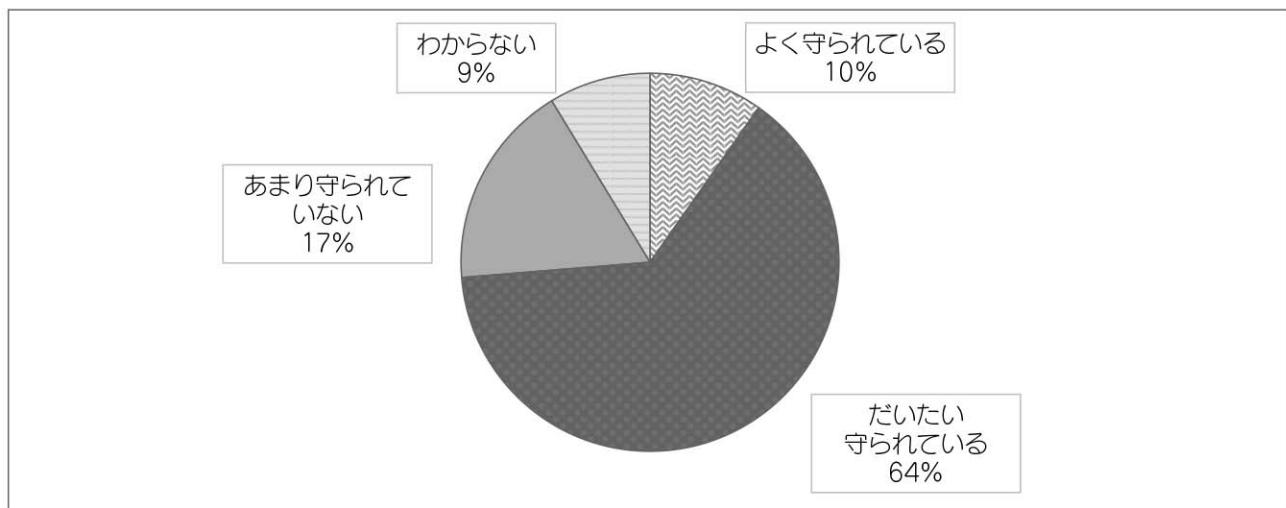
## 市民アンケート結果の概要

本計画の策定にあたって、市民の意見や要望を把握するため、人権に関する市民アンケート調査を実施しました。

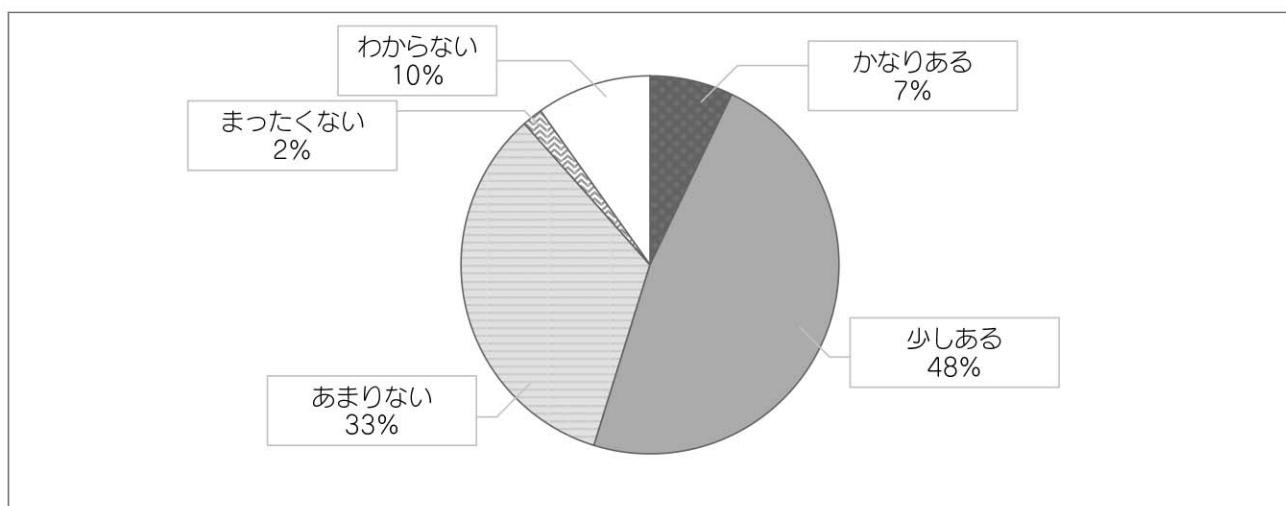
端数処理の関係で内訳の和が100%にならない場合があります。

調査対象	市内に居住する18歳以上の男女
標本数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成29年3月1日～平成29年3月20日
回収率	41.2% (824件)

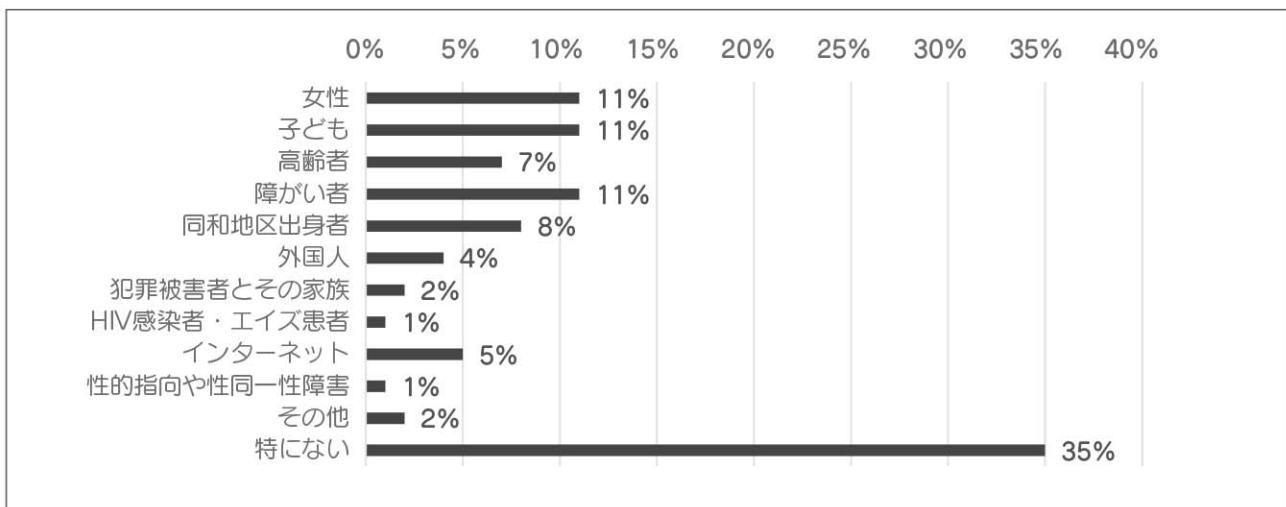
- ① 日本国憲法で、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されていますが、日本の現実をみて、基本的人権は守られていると思いますか（回答は1つだけ）



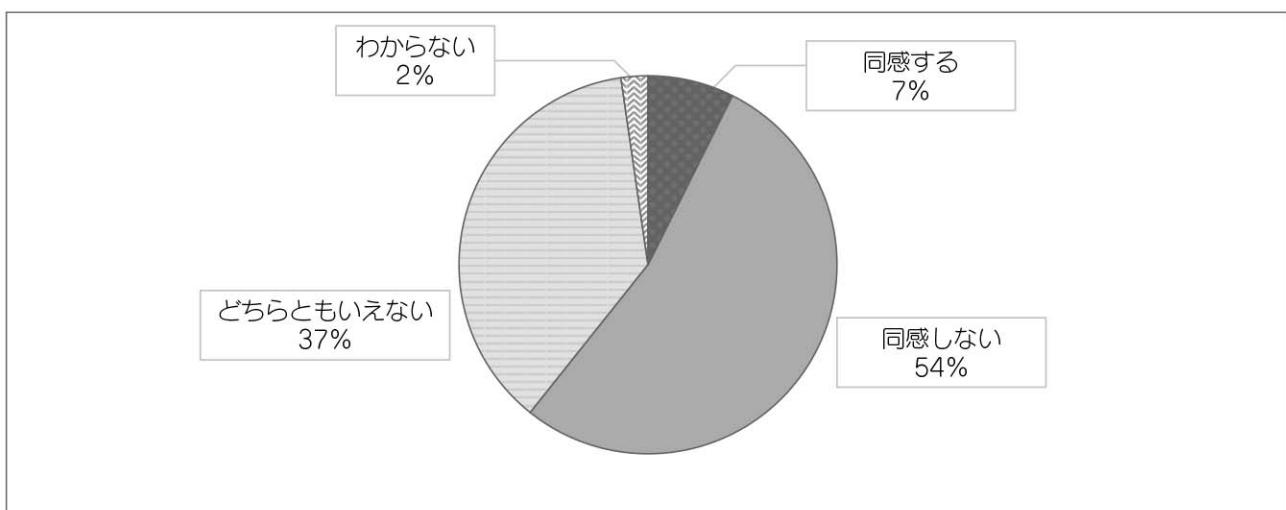
- ② 差別問題などの人権について関心がありますか（回答は1つだけ）



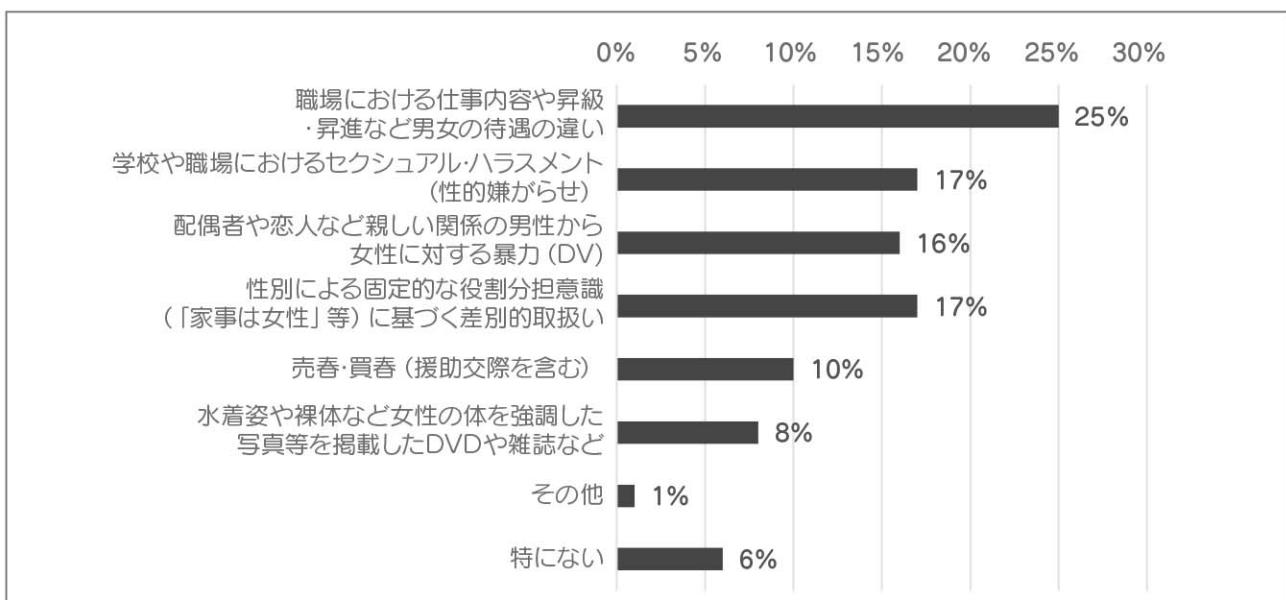
③ あなたやまわりの人が差別などの人権侵害を受けたことがありますか（回答はいくつでも選択）



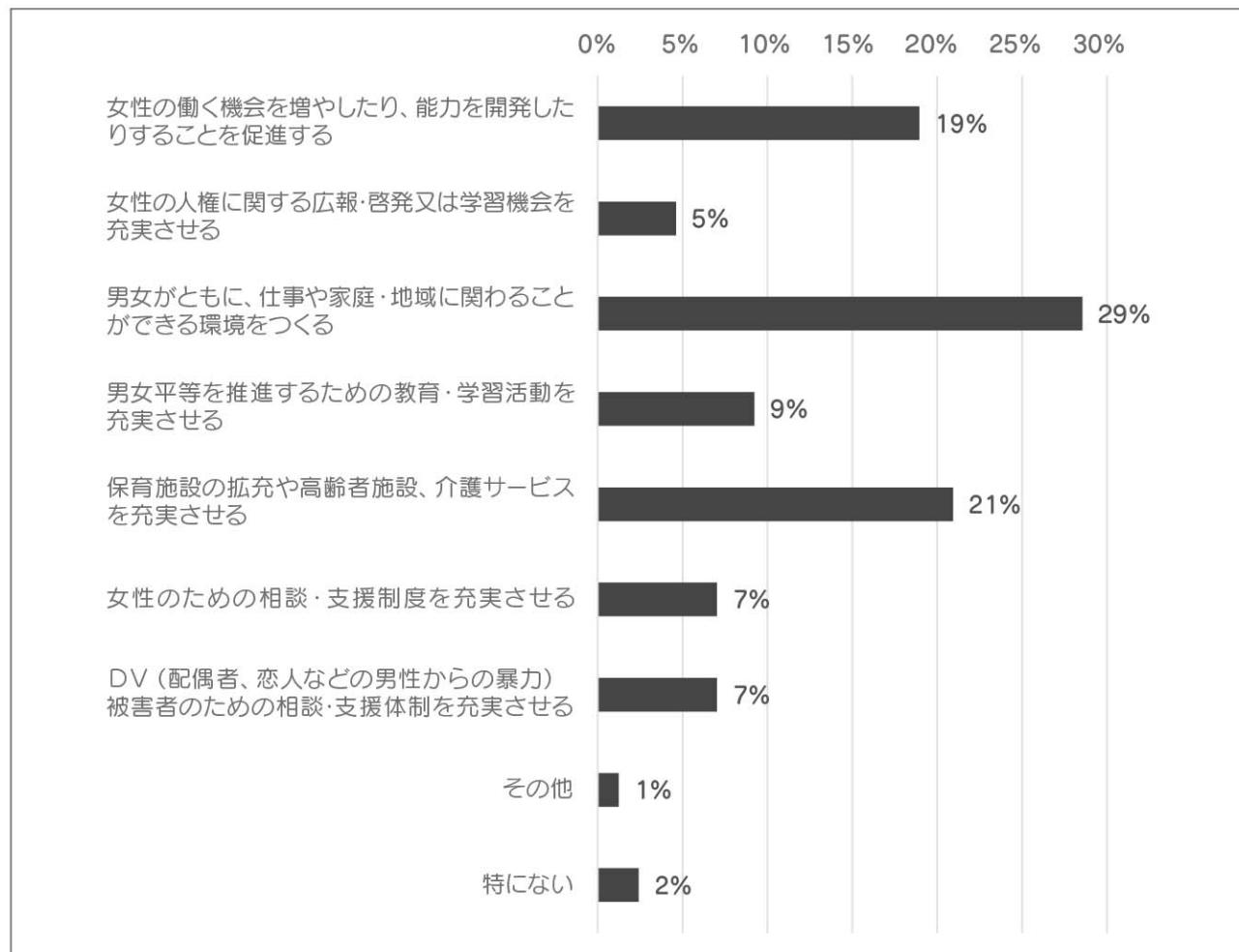
④ 「男は仕事、女は家庭」という考え方には同意しますか（回答は1つだけ）



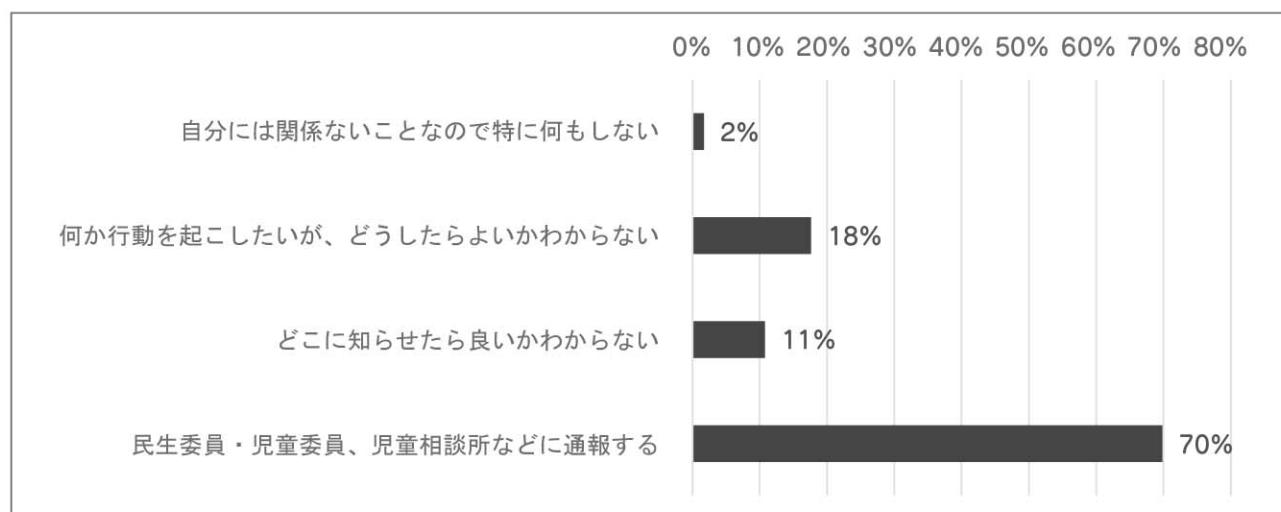
⑤ 女性の人権で問題と思うものはどれですか（回答はいくつでも選択）



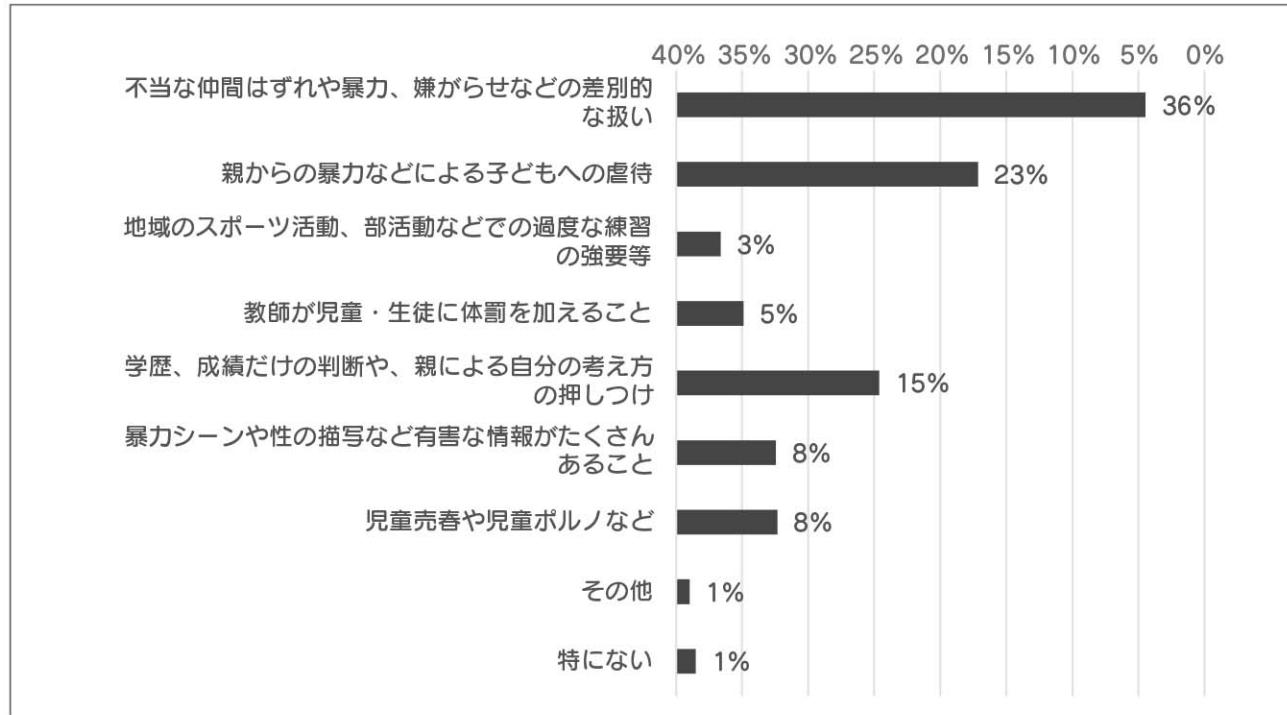
⑥ 女性の人権が尊重された社会実現のためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は3つまで）



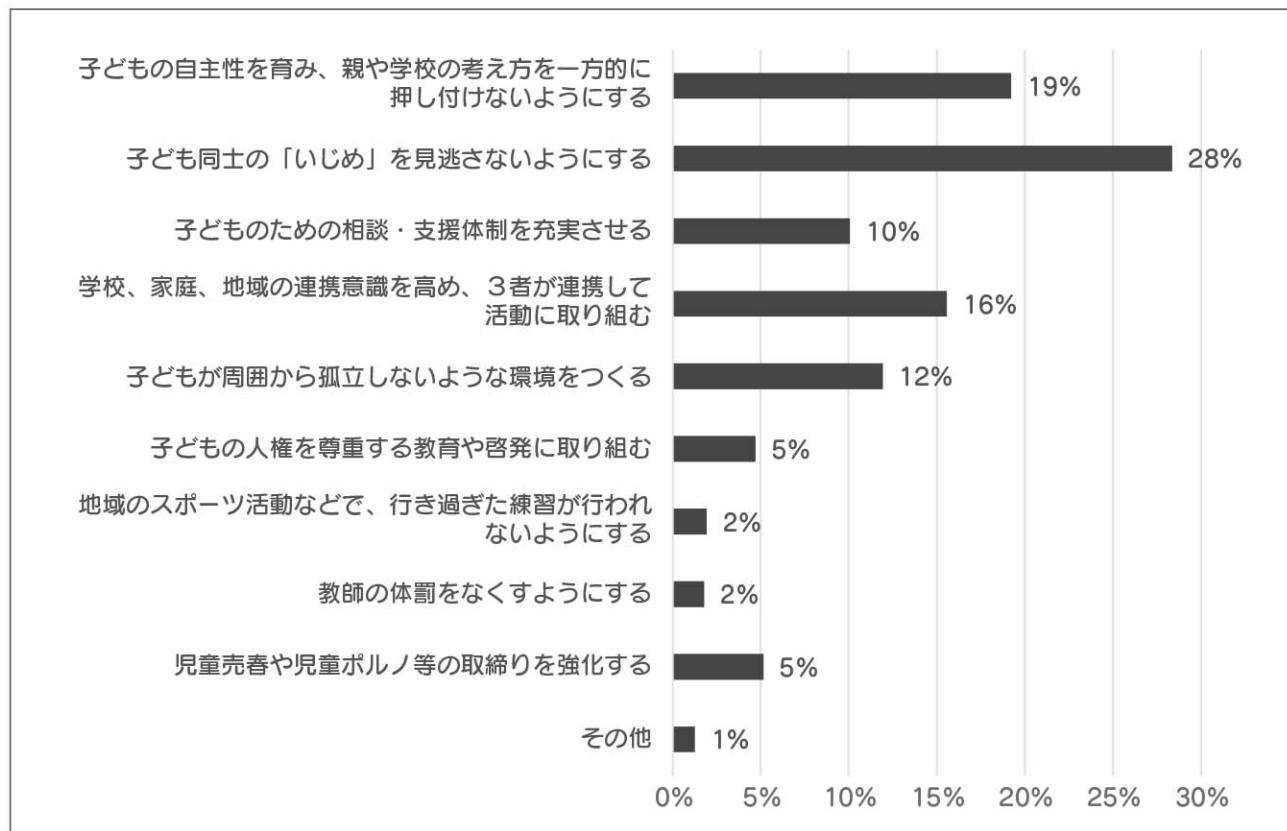
⑦ 近所の子どもが虐待されていることを知った場合、どうしますか（回答は1つだけ）



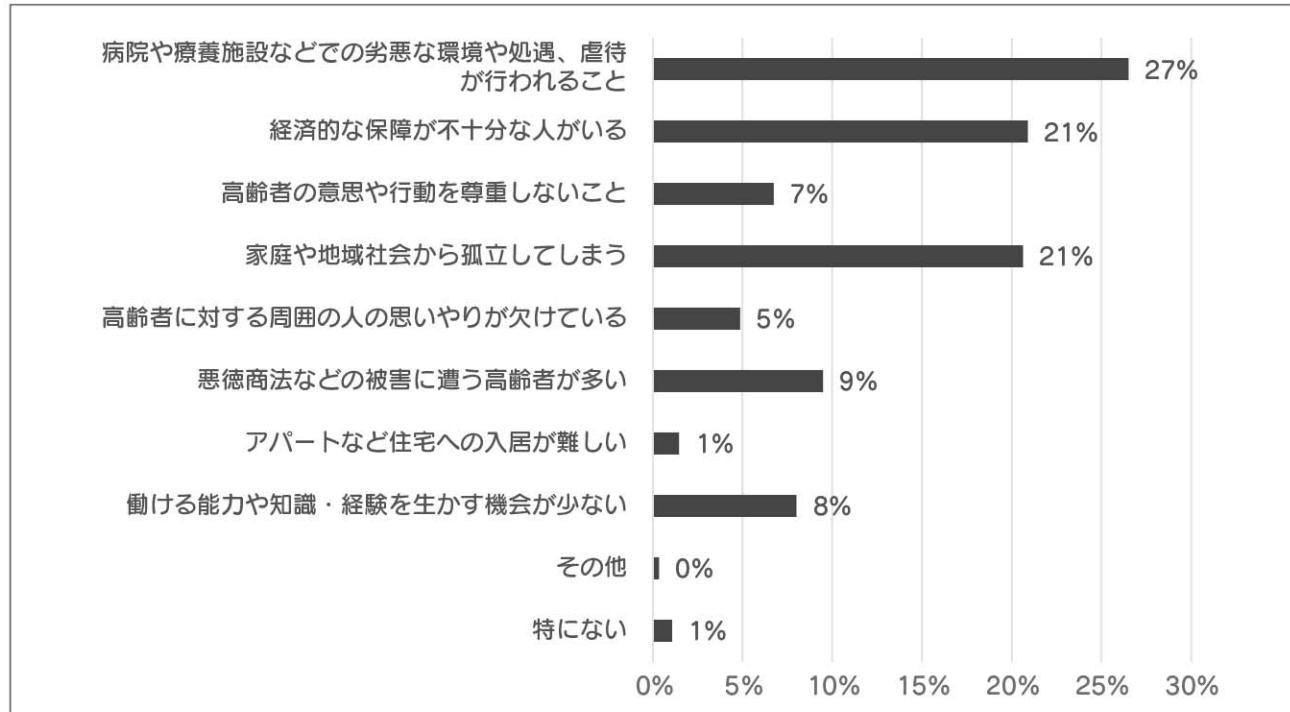
⑧ 子どもの人権で特に問題と思うものはどれですか（回答は2つまで）



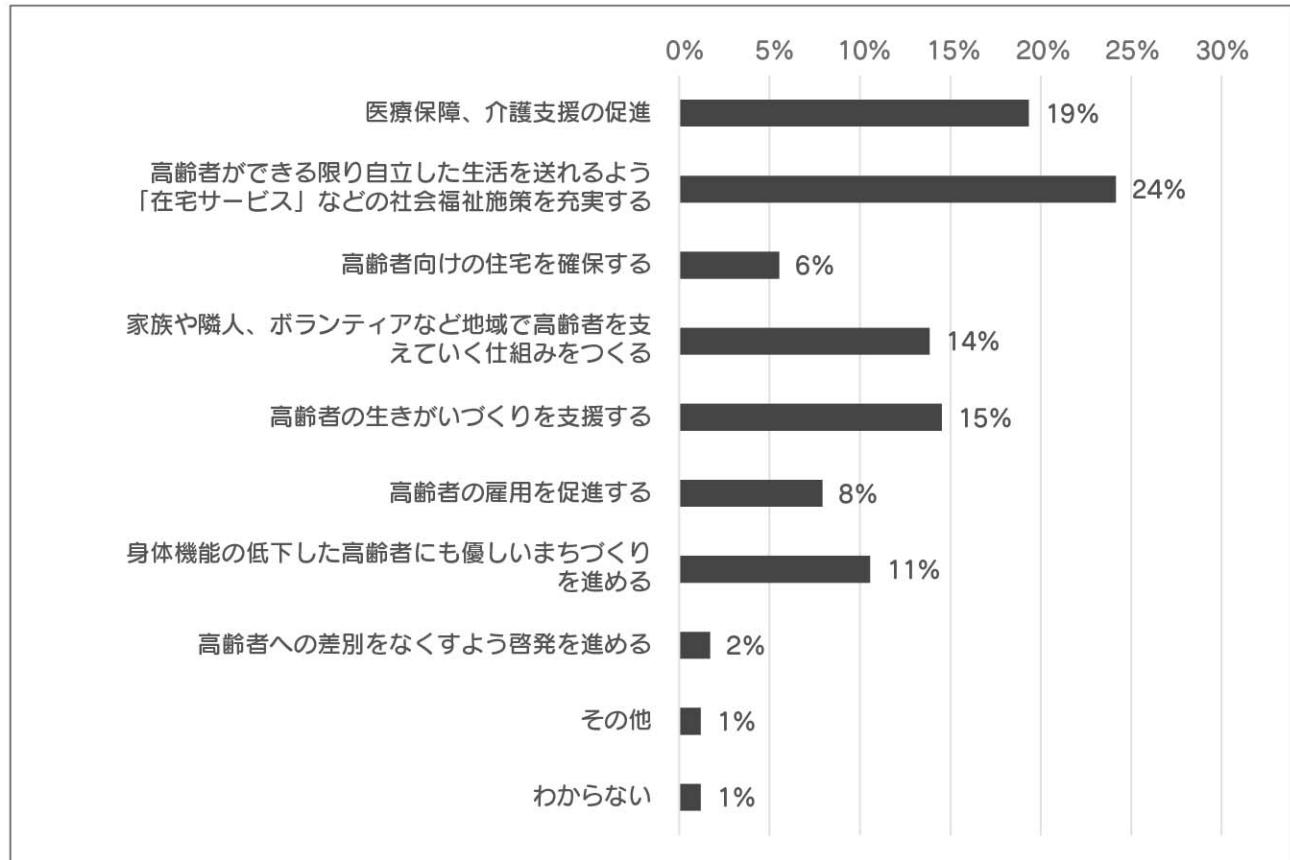
⑨ 子どもの人権を守るためにどうするべきだと思いますか（回答は2つまで）



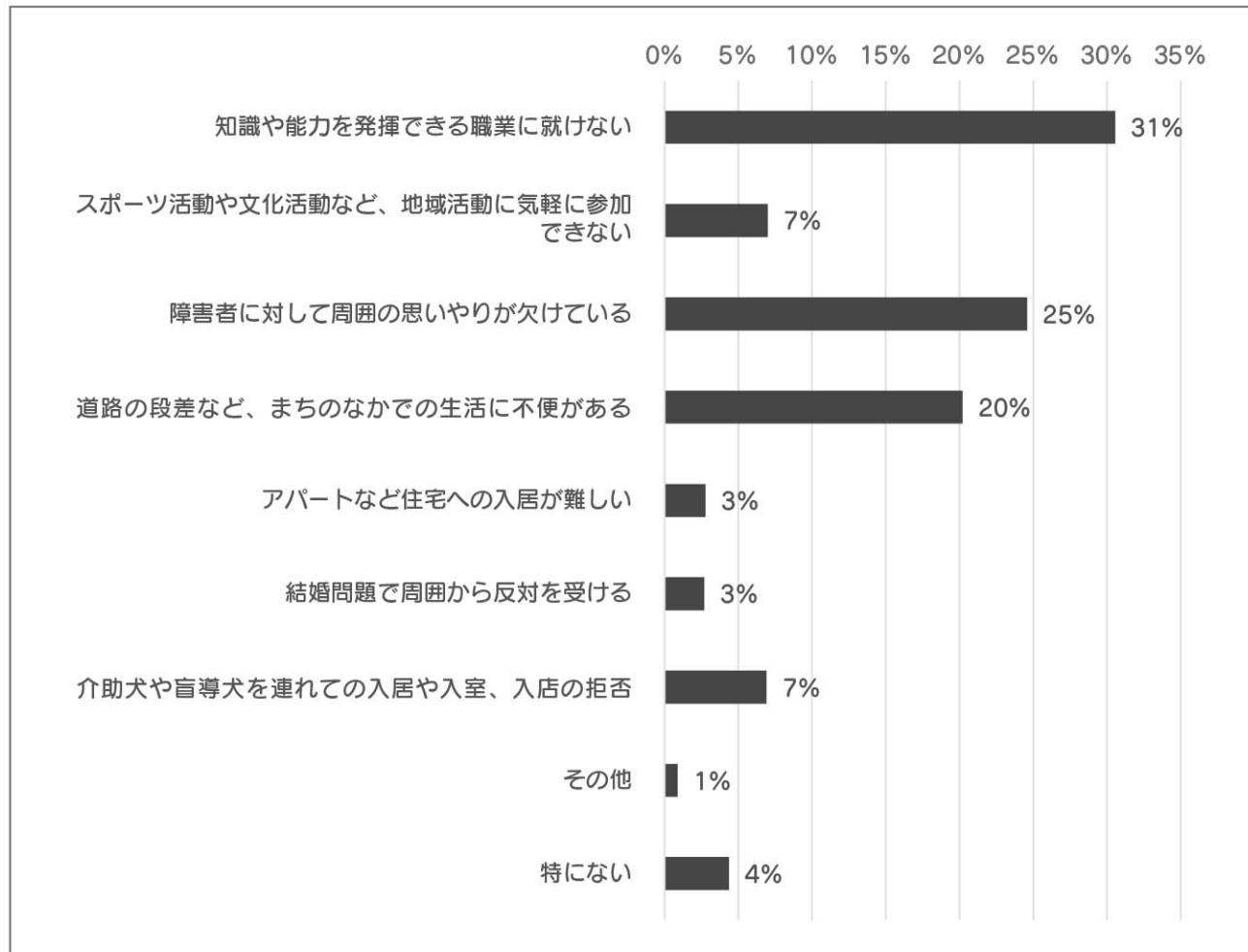
⑩ 高齢者の人権で特に問題と思うものはどれですか（回答は2つまで）



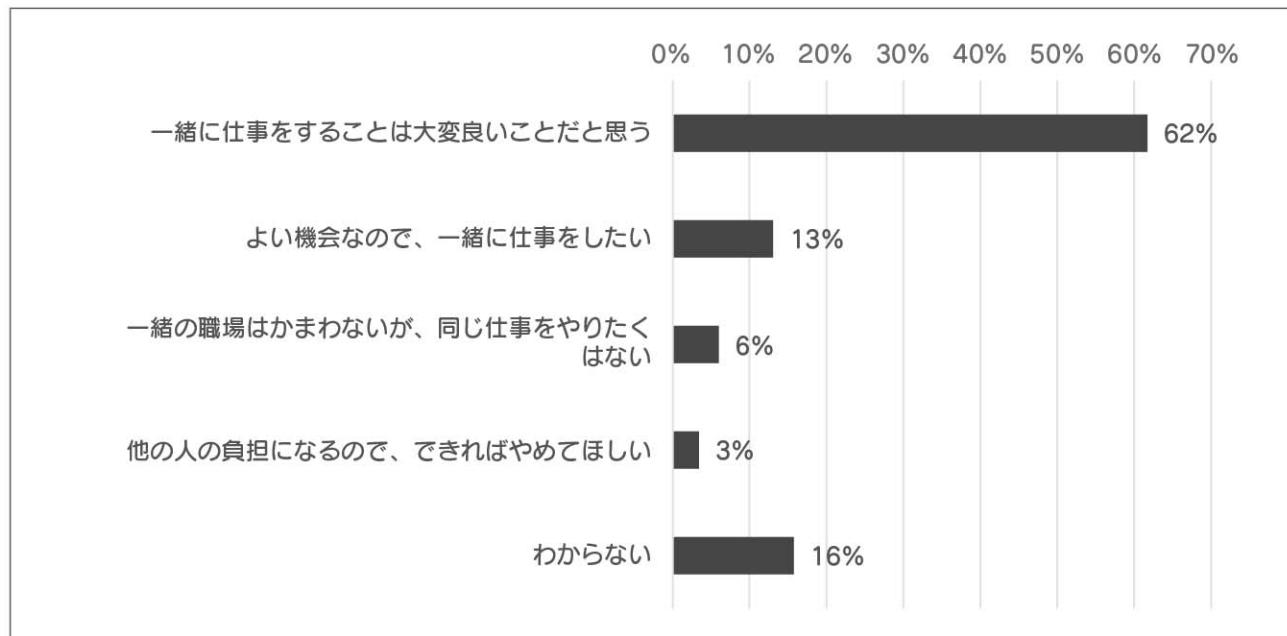
⑪ 高齢者的人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



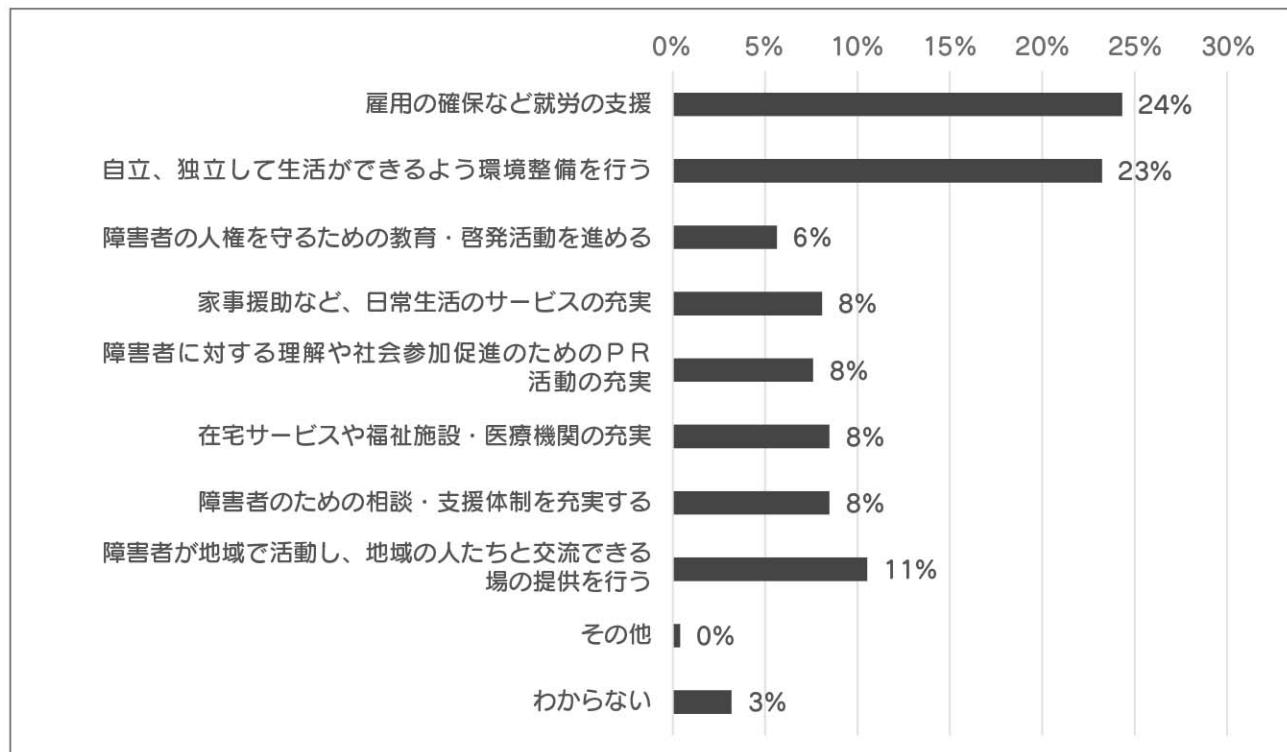
⑫ 障害者の人権で特に問題と思うものはどれですか（回答は2つまで）



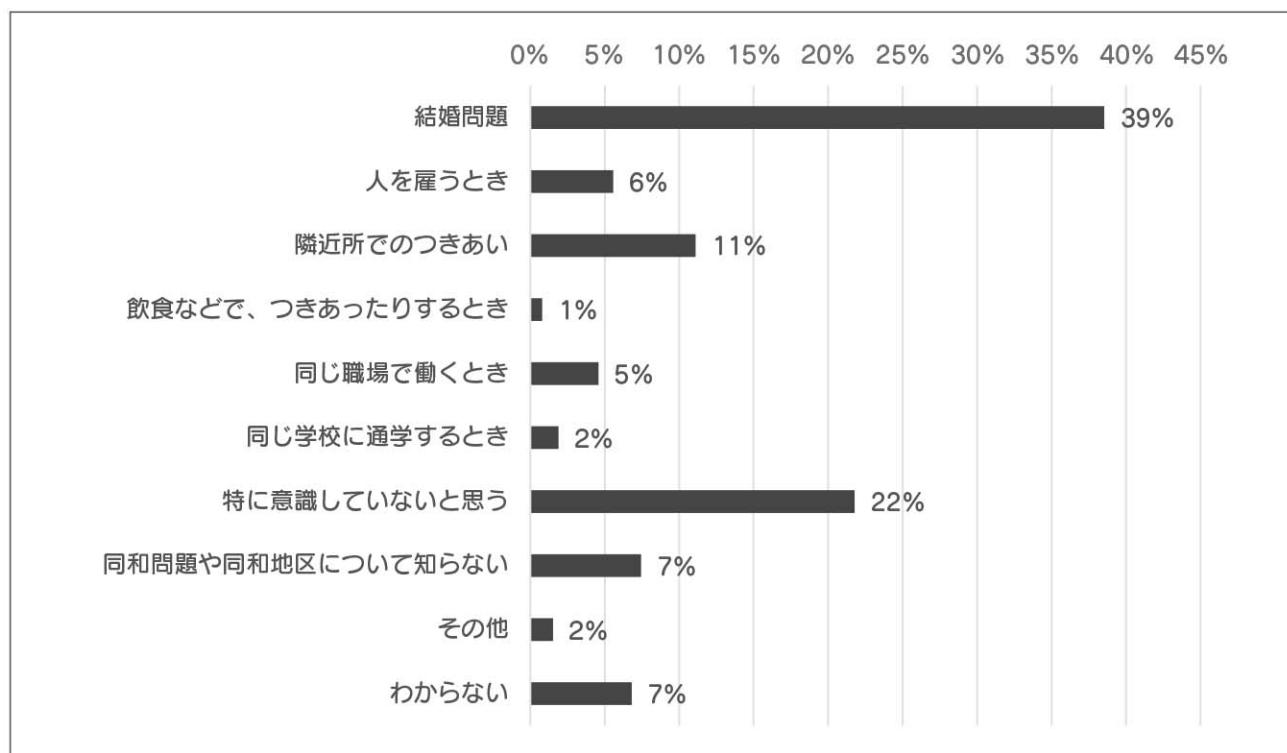
⑬ 障害者と一緒に働くことについてどう思いますか（回答は1つだけ）



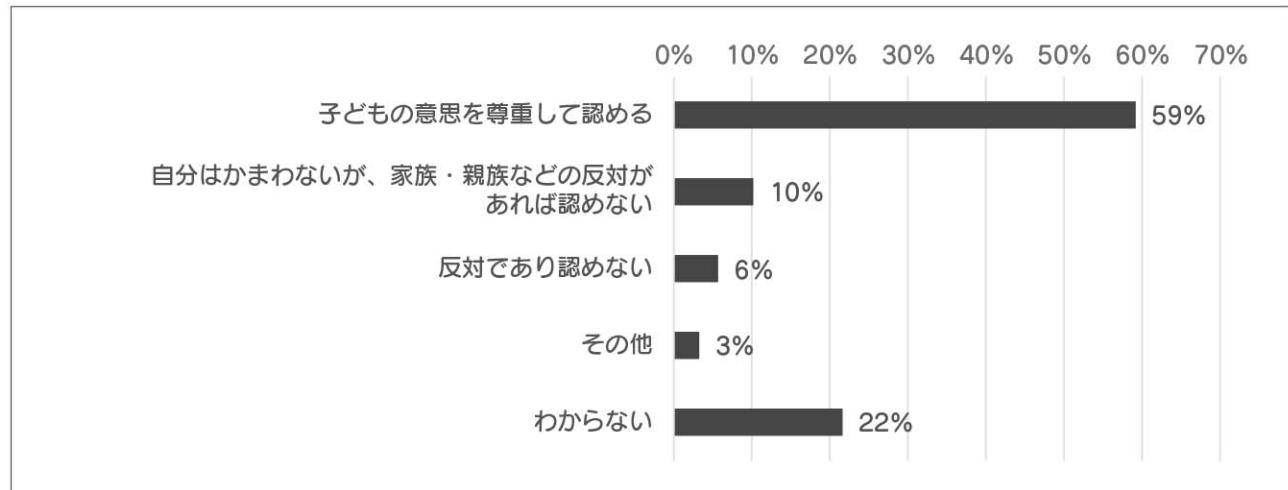
⑭ 障害者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



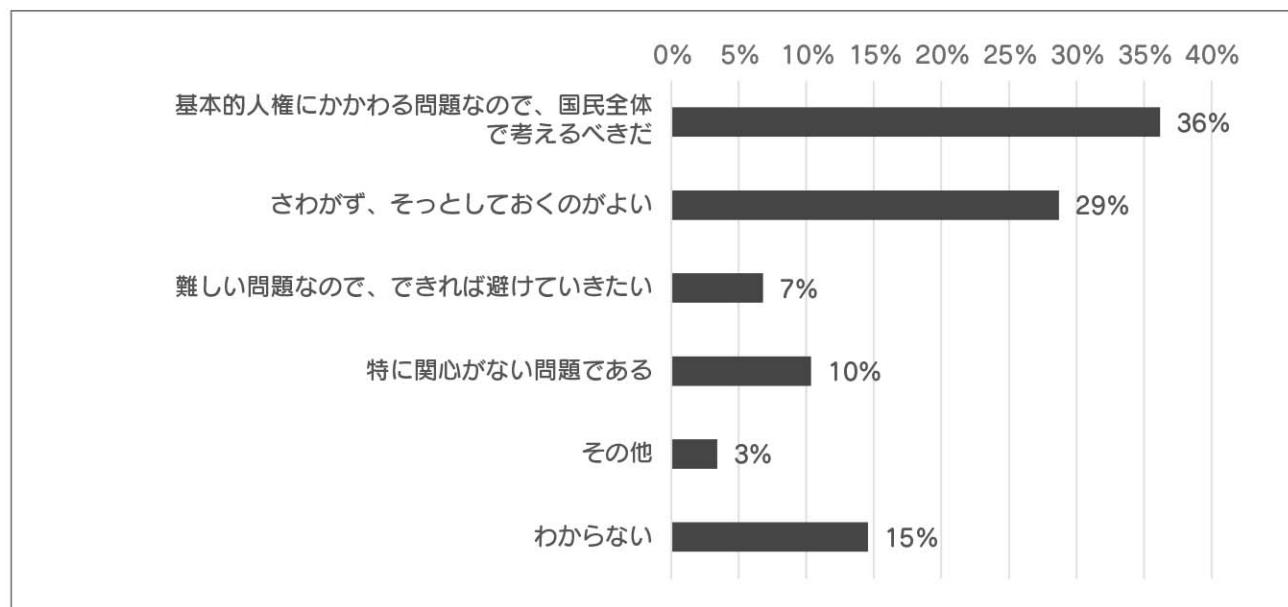
⑮ 世間の人が、どのような場合に同和問題や同和地区の人を意識すると思いますか（回答は2つまで）



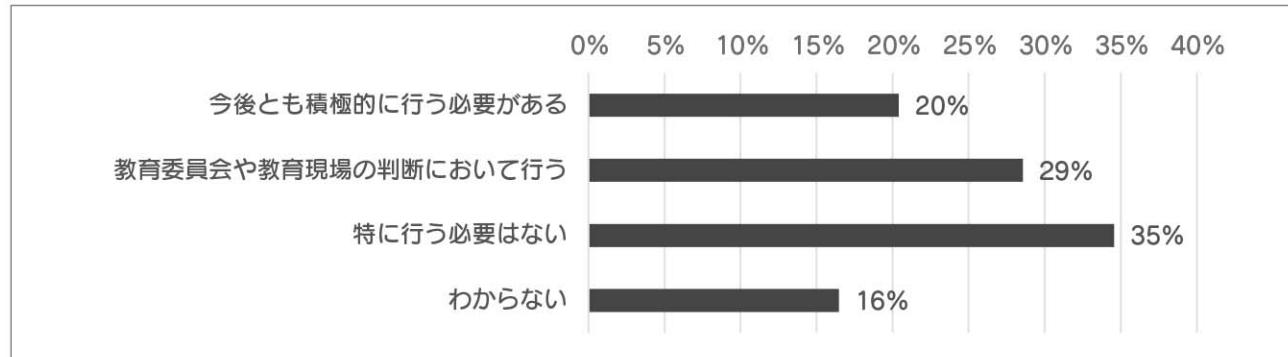
⑯ あなたの子どもが同和地区の人と結婚するとなったらどうしますか（回答は1つだけ）



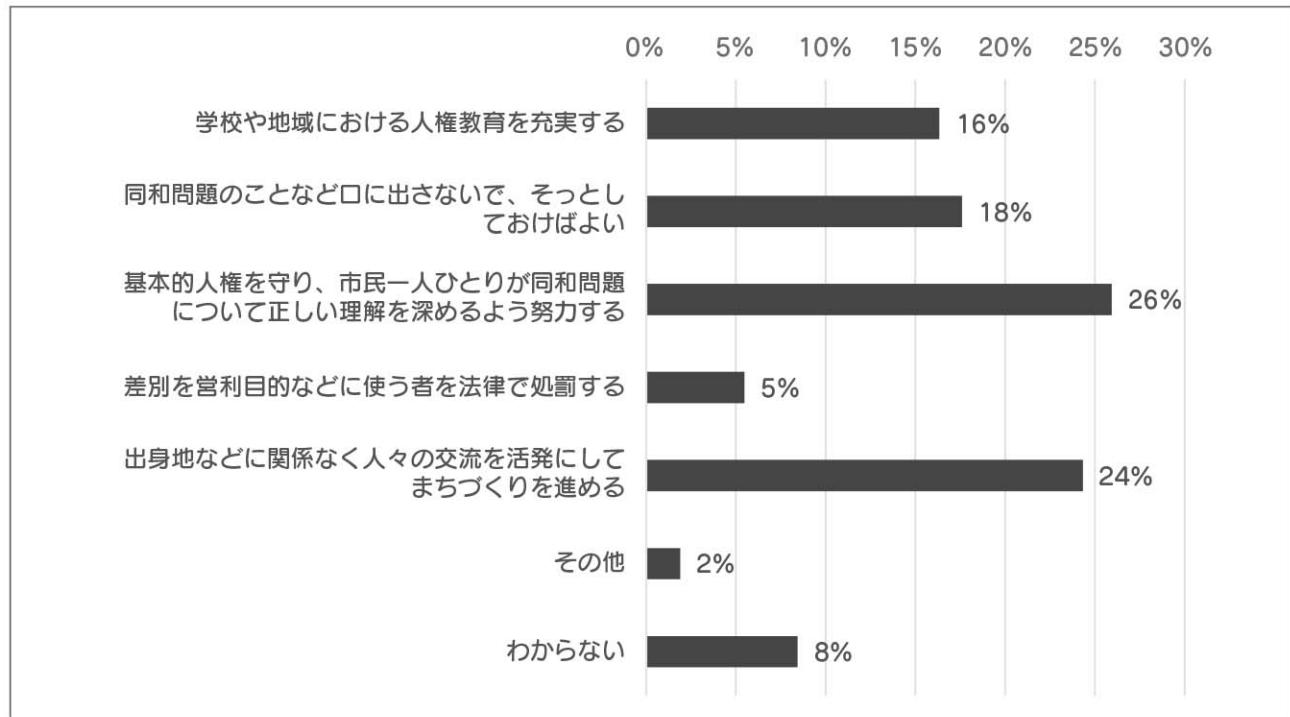
⑰ 同和問題、部落差別について、どう考えますか（回答は1つだけ）



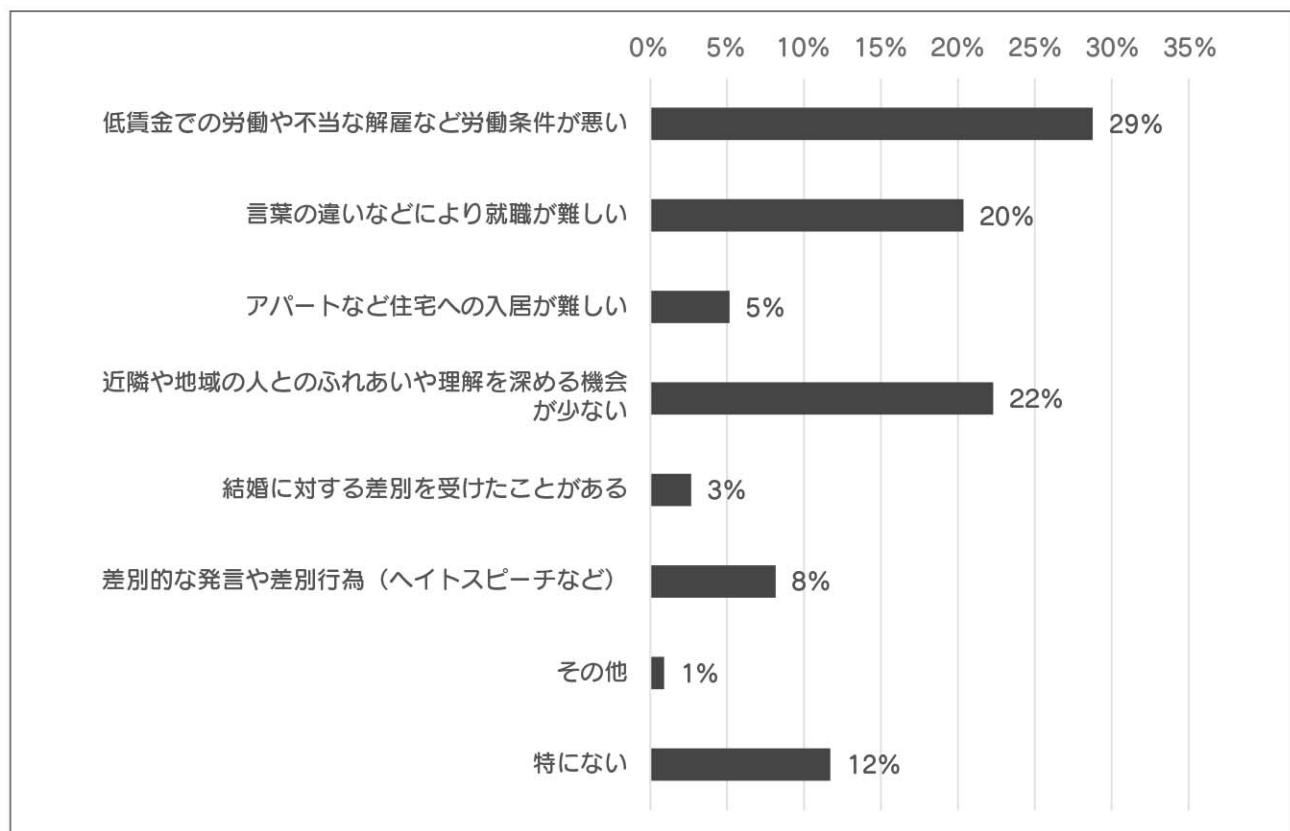
⑱ 学校での同和教育は、今後どうするべきだと思いますか（回答は1つだけ）



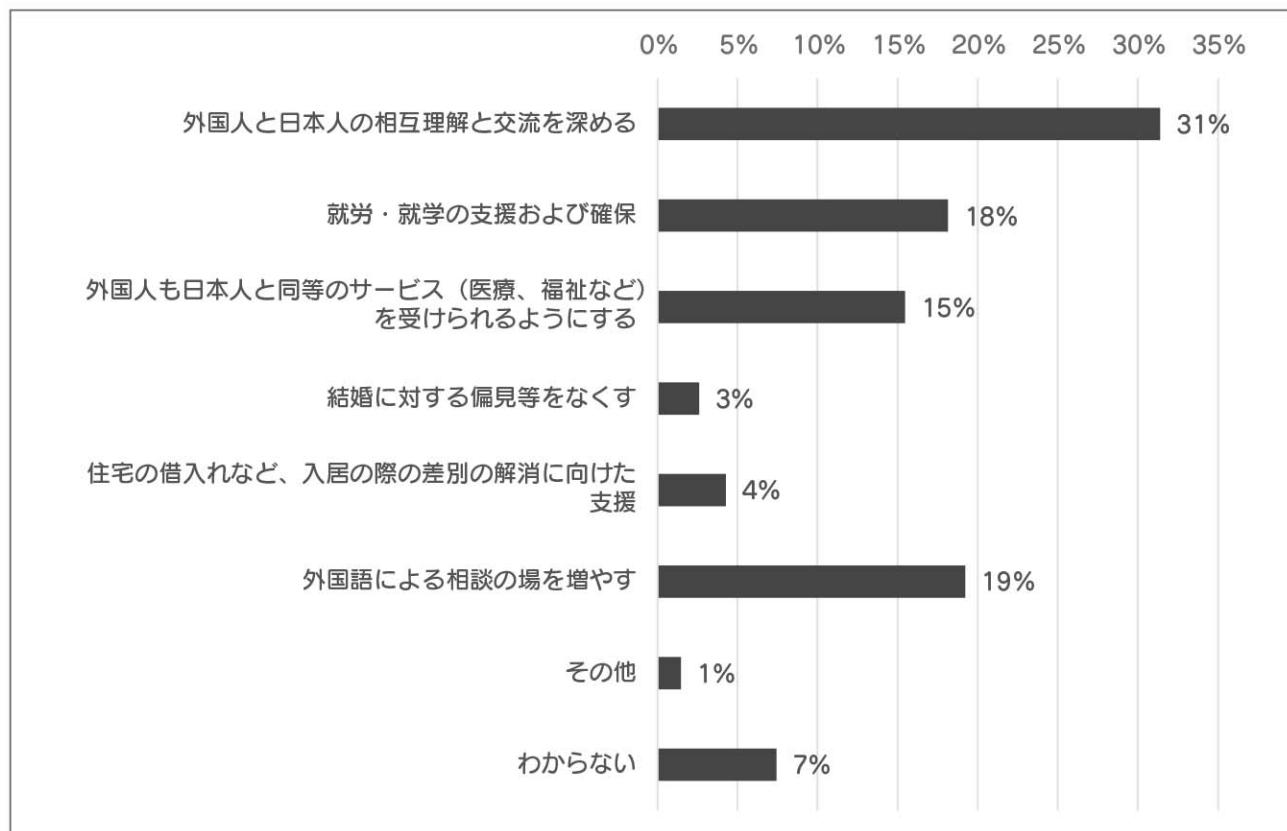
⑯ 同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか（回答は2つまで）



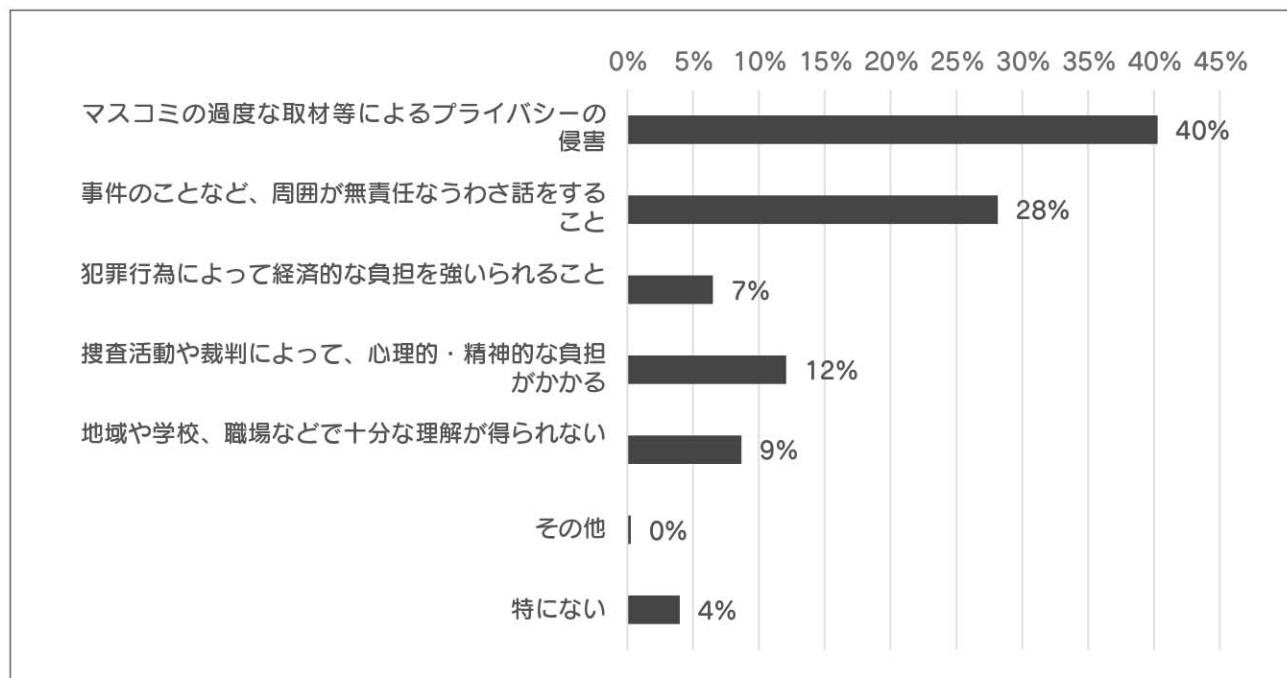
⑰ 外国人の人権で特に問題と思うものはどれですか（回答は2つまで）



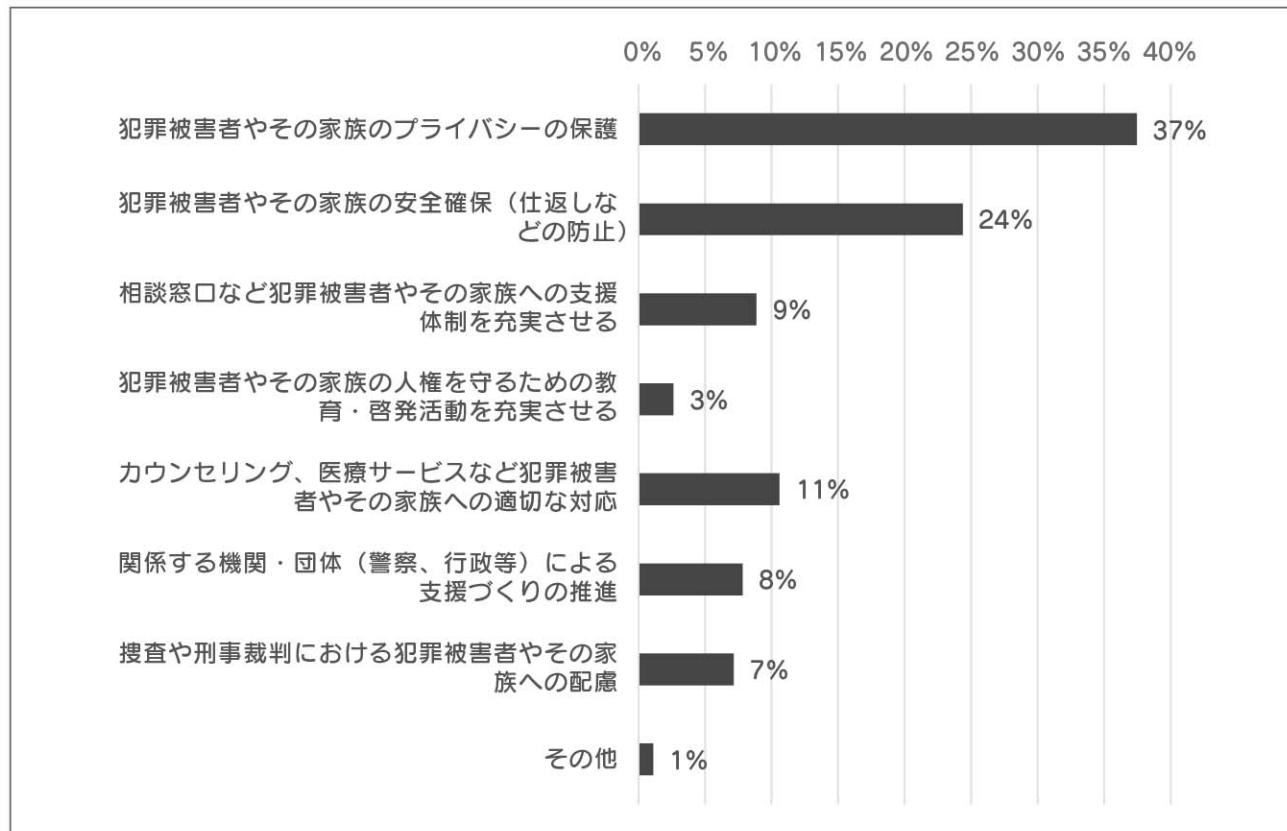
㉑ 外国人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



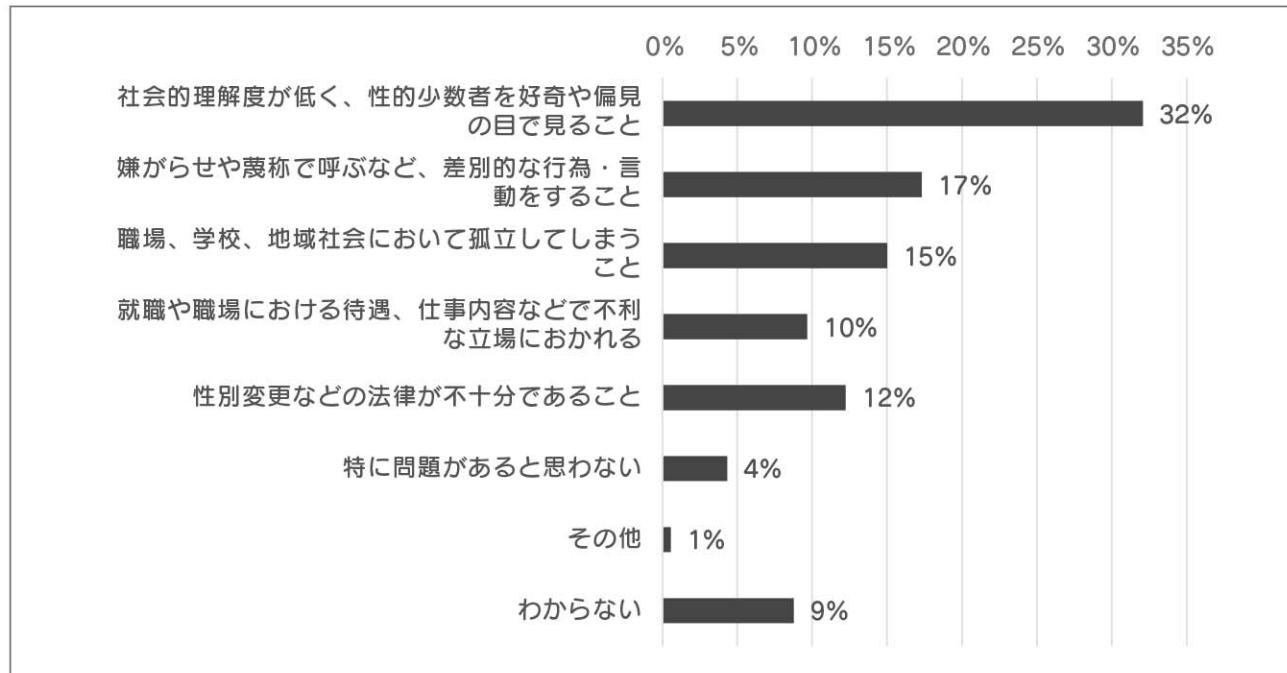
㉒ 犯罪被害者やその家族の人権で特に問題だと思うものはどれですか（回答は2つまで）



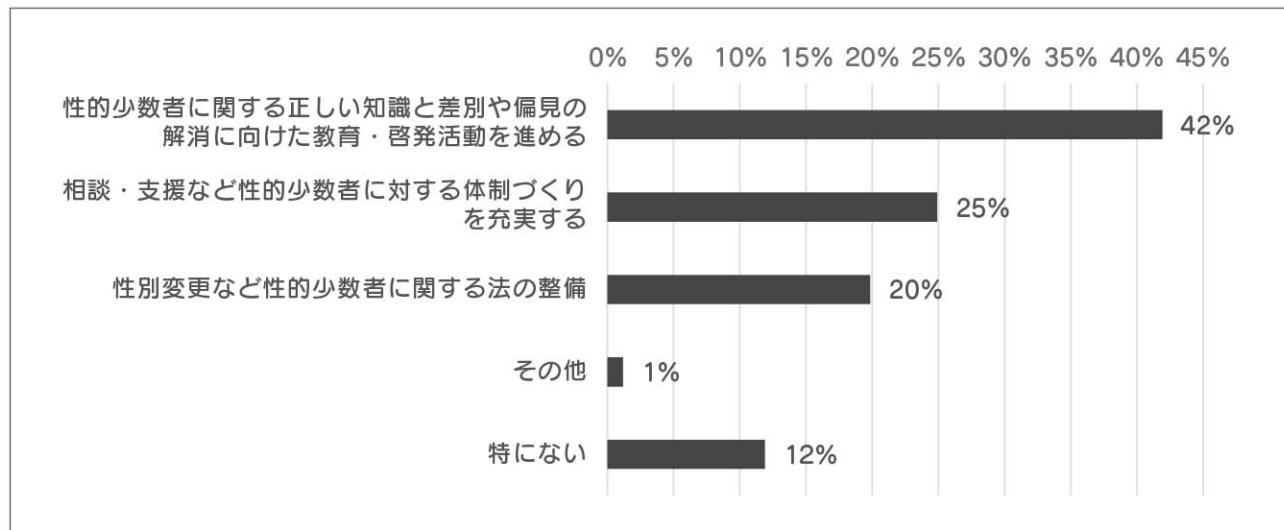
㉓ 犯罪被害者やその家族の人権を守るためにどのようなことを行えばよいと思いますか  
(回答は2つまで)



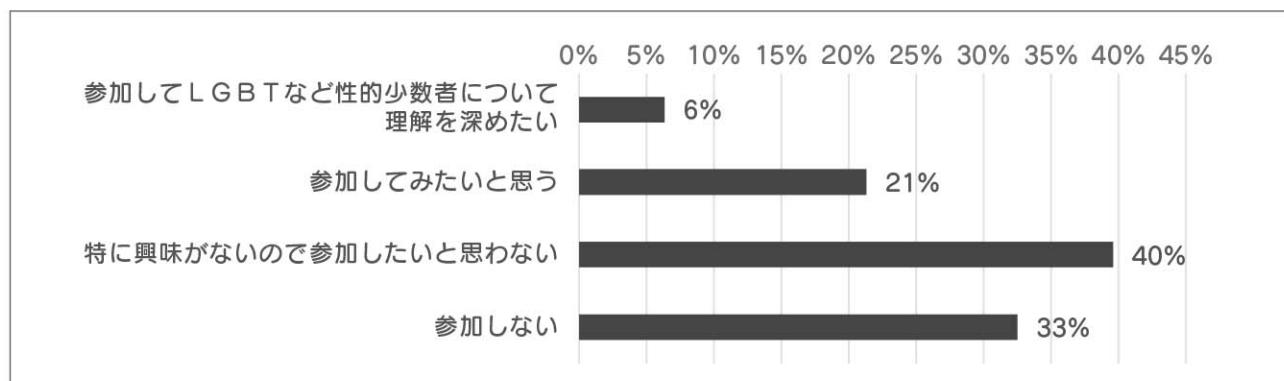
㉔ 性同一性障害や性的指向、L G B Tなど性的少数者について、特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は3つまで）



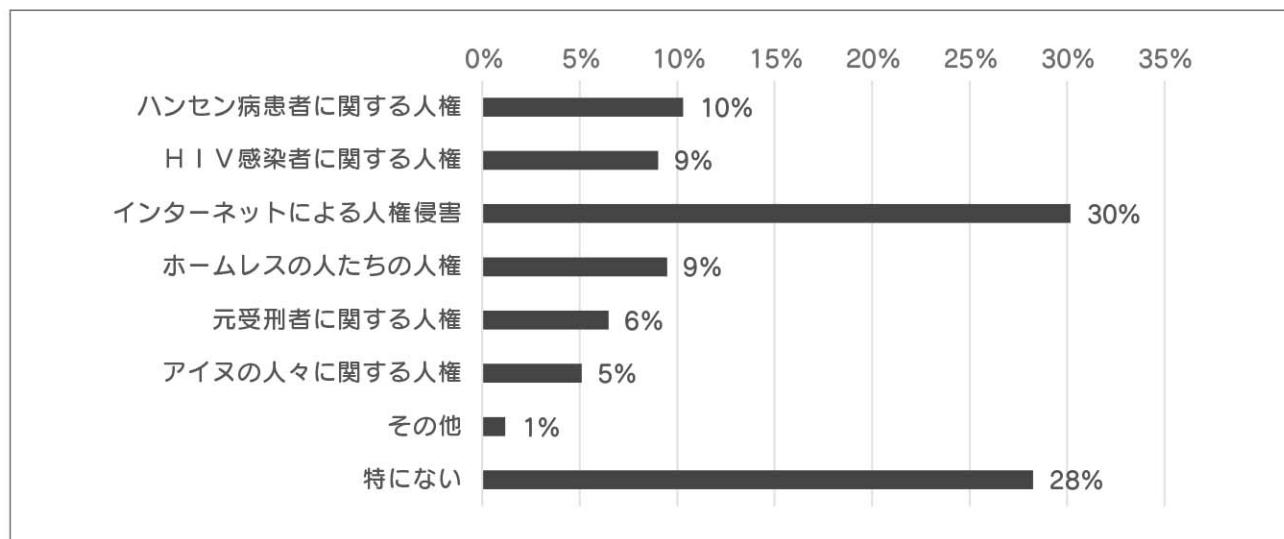
㉕ 性的少数者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



㉖ 今後、L G B Tなど性的少数者を理解するための講演会、学習会などに参加したいと思いますか（回答は1つだけ）



㉗ ほかに関心をもっている人権問題はありますか（回答はいくつでも選択）



## 用語解説

(注) 本文中で「※」印を付けた用語の解説

### 【あ行】

#### ■えせ同和行為

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、高額な図書の購入や寄附を要求する行為

### 【か行】

#### ■介護保険法

平成12年（2000年）施行。要介護者等について、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。予防介護の導入、施設利用の際の食費や住居費を自己負担とすることが決定され、介護の予防や権利擁護の相談機能を持つ地域包括支援センターが創設された。

#### ■核家族

夫婦とその未婚の子どもとの家族。夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も含む。

#### ■高齢化社会

総人口に占める65歳以上の高齢者が増加した社会。国連の報告書では、総人口に占める65歳以上の高齢者人口が、7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義している。

#### ■高齢社会対策基本法

平成7年（1995年）施行。高齢社会対策に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めることにより、その総合的推進を図ることを目的として制定された法律

#### ■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（男女雇用機会均等法）

昭和60年（1985年）に成立し、昭和61年（1986年）に施行。企業に対して採用や昇進、職種の変更など男女で異なる取り扱いを禁止。セクシュアル・ハラスメントの対象に男性も加え、予防、解決のため具体的措置をとるよう事業主に義務づけ

る。妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種、配置転換などの不利益な扱いを禁止している。

## 【さ行】

### ■支援費制度

平成15年（2003年）施行。障害のある人が、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。平成18年（2006年）に障害者自立支援法へ移行した。

### ■次世代育成支援対策推進法

平成15年（2003年）施行。次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国の責務として行動計画策定指針を定めることを規定し、地方公共団体は、行動計画の策定が可能となった。また、101人以上の労働者を雇用する企業には、「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務が付けられている。

### ■児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

昭和12年（2000年）施行。児童に対する虐待を禁止するとともに、児童虐待の予防・早期発見、虐待を受けた児童の保護及び自立支援を目的とした法律。平成20年（2008年）の改正では、立入調査や保護者に対する面会、通信の制限などが強化された。

### ■児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）に国連総会で採択され、平成2年（1990年）に発効。児童の権利を包括的に定め、締約国には、児童の生命や国籍、家族から分離されない権利など児童の人権の尊重や保護を義務づけている。

### ■生涯学習

人が自己の充実や啓発、生活の向上のために、自発的意思に基づき、自己に適した手段、方法を通じて生涯にわたり行う自主的な学習活動。

### ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成25年（2013年）に制定され、平成28年（2016年）施行。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら

ら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律

### ■障害者基本法

昭和45年（1970年）に制定された心身障害者対策基本法を平成5年（1993年）に改正、改題した法律。障害者福祉施策の基本事項のほか、国や地方公共団体の責務などを定めている。平成16年（2004年）の改正では、基本理念に障害を理由とする差別の禁止などを追加している。

### ■障害者自立支援法

平成17年（2005年）に制定され、平成18年（2006年）施行。障害者基本法の理念に基づき、障害の種類にかかわらず、共通した福祉サービスを共通の制度により提供することで、障害者の自立支援を目指す法律。障害者が福祉サービスを受ける際の自己負担について、所得に応じた負担から利用量に応じて負担する仕組みに転換した。

### ■障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

昭和35年（1960年）制定。障害のある人が健常者と均等な雇用機会を得られ、職業生活において自立の促進を図るための法律。平成28年（2016年）の改正では、障害のある人に対する差別禁止の明文化、職場における配慮の義務化などを追加した。

### ■情報モラル

適切な手続きによる情報収集や著作権などの尊重、プライバシーの保護など、情報社会において、適切に知的な活動を行うための基になる考え方

### ■人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申などを踏まえて、人権教育、啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにしている。

### ■人権教育のための国連10年

「人権が、普遍的かつ不可分なものであり、相互依存的である。」ことが、平成

5年（1993年）世界人権会議で再確認され、「人権教育のための国連10年」を求める決議を行い、これを受け、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議した。人権教育とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及、および広報（情報の提供）の努力」と定義している。

### ■「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連10年」推進本部において策定された国内行動計画。計画に掲げられた各施策の実施を通じて、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図り、一人ひとりの人権が尊重される人権国家の実現を図る。

### ■人権教育のための世界計画

国連は、「人権教育のための国連10年」の終了にともない、その成果及び不十分な点並びに人権分野における将来の活動について、「人権教育のための世界計画」決議を平成16年（2004年）12月10日（人権デー）に採択し、平成17年（2005年）1月1日から開始した。

### ■人権擁護委員

市町村長の推薦により法務大臣が委嘱する。国民の基本的人権が侵犯されがなないように監視し、侵犯された場合には、その救済のため、適切な処置を採るとともに人権思想の普及高揚に努める委員

### ■ストーカー行為等の規制等に関する法律

平成12年（2000年）施行。“つきまとい”などストーカー行為によりその相手方に不安を覚えさせる行為に対し禁止命令を出すことができる。被害者の求めに応じて警察署長等は警告ができる、従わない場合は禁止命令を出すことができる。

### ■成年後見制度

認知症や精神上の障害などにより、預貯金などの財産管理や不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度

### ■セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動を含む。

## 【た行】

### ■地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

昭和62年（1987年）施行。地域改善対策特別措置法に基づく対象地域において、引き続き生活環境の改善などを推進するため、国の経費など財政上の措置について定めた法律

### ■地域改善対策特別措置法

昭和57年（1982年）施行。同和対策事業特別措置法の趣旨を受け継いだ後継法で、期限切れとなつた同法の諸問題の解決を図るため制定された法律

### ■地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築するシステム

### ■地域包括支援センター

市町村に設置され、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関で、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが相互連携しながら業務にあたる。

### ■同和対策事業特別措置法

昭和44年（1969年）施行。同和地区住民に対する差別や偏見を排除し、社会的、経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的とし、負担経費などを含め国が講ずる措置や地方公共団体の施策などについて定めた法律

### ■同和対策審議会答申

同和対策審議会が昭和40年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題は、国の責務であり、国民的課題であるとしている。

### ■特定電気通信役務者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任法）

平成14年（2002年）施行。インターネット等による情報の流通によって、権利の侵害があった場合に、プロバイダ（特定電気通信役務提供者）の損害賠償責任の制限

及び発信者情報の開示を請求する権利などについて定めた法律

### ■ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫や恋人など、親しい人間関係の中でおきる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

#### 【な行】

### ■ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前の生活を送るために、共に暮らし共に生きる社会を目指すという考え方

#### 【は行】

### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

平成13年（2001年）施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成25年（2013年）の改正では、生活を共にする交際相手からの暴力やその被害者についても、この法律を準用することとなった。

### ■パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える行為

### ■犯罪被害者等基本法

平成17年（2005年）に施行。犯罪被害者やその家族、遺族の権利や利益を保護することを目的とした法律で、国や地方公共団体に対して、様々な施策を推進して、目的を果たすよう定めている。

### ■犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

平成12年（2000年）施行。犯罪被害者の権利や利益の保護を目的とした法律。犯罪被害者やその遺族の心情を尊重し、公判での被害者参加制度や記録の閲覧、弁護士の選定などについて規定している。

## ■部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年（2016年）施行。部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深め、国や地方公共団体に対しては、相談体制の充実や教育、啓発の推進に努めることなどが規定された法律

## ■ヘイトスピーチ

人種、民族、宗教、性別、障害など主体的に変えることができない事柄によって、脅迫や侮辱をする行為

## ■本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成28年（2016年）施行。本邦外出身者に対する差別的言動の解消を目的とした法律。基本理念のほか、国の施策として相談体制の整備、教育の充実や啓発活動の実施などが規定されている。また地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施に努めるとされている。

### 【ま行】

#### ■マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産に伴う労働制限や育児休業などによって、業務上支障をきたすという理由で、精神的、肉体的な嫌がらせを行う行為

#### ■民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

### 【や行】

#### ■ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍など人々がもつ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけ、すべての人が利用しやすいよう配慮して、施設、建物、製品などをデザインしていくとする考え方

# 世界人権宣言

(仮訳文)

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要なので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第二条

1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しく

は社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第五条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第六錠

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判所において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名譽及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

## 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなけれ

ばならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抜粋）

（昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二條 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三條 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民

の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。  
3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試鍊に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第百四十七号)

## (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて、国民が、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

発行 安中市

編集 安中市市民部市民生活課

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

TEL (027) 382-1111 FAX (027) 381-0503

